

**第 22 回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場
生活環境影響調査評価委員会
議事録**

○司会

それでは時間になりましたので始めさせていただきたいと思います。

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

これより第 22 回、村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会を開催いたします。

開催にあたりまして、環境生活部長の佐野よりご挨拶申し上げます。

○佐野部長

本日は大変お忙しい中、委員の皆様には評価委員会にご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本日の会議では諮問事項として、「平成 27 年度下期生活環境影響調査報告書（案）について」及び「モニタリング結果の総合評価（案）について」の 2 件を議題とさせていただきます。

平成 27 年度下半期のモニタリング結果についてご審議いただくとともに、モニタリング結果の総合評価（案）については、これまでのモニタリング結果をもとに、第 2 段階対策、浸出水拡散防止対策を実施する状況になっているかどうか等についてご意見をいただきたいと思いますのでよろしくご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また長きに渡って、お引き受けいただいております、評価委員の任期が来月、7 月に改選時期を迎えることとなりますが、本年度は第 2 段階対策の実施の可否を判断しなければならない時期となっており、皆様からの意見が大変重要となってまいりますので、委員の再任についてよろしくお願い申し上げます。私からの挨拶にさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○司会

それではまず、本日出席されている委員のご紹介をさせていただきます。

須藤委員長でございます。

○須藤委員長

須藤です、どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

細見副委員長でございます。

○細見委員

細見です。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

藤巻副委員長でございます。

○藤巻委員

藤巻です。よろしくお願いいたします。

○司会

稲森委員でございます。

○稲森委員

稲森です。よろしくお願いいたします。

○司会

大宮委員でございます。

○大宮委員

大宮です。よろしくお願いいたします。

○司会

岡田委員でございます。

○岡田委員

岡田です。よろしくお願いいたします。

○司会

風間委員でございます。

○風間委員

風間です。よろしくお願いいたします。

○司会

佐藤委員でございます。

○佐藤委員

佐藤です。

○司会

田村委員でございます。

○田村委員

田村です。

○司会

なお、井上委員は途中から出席していただける予定となっております。

次に事務局の紹介をさせていただきます。

環境生活部長の佐野でございます。

○佐野部長

よろしくお願いいたします。

○司会

環境生活部次長の渡部でございます。

○渡部次長

渡部です。よろしくお願いいたします。

○司会

竹の内産廃処分場対策室の室長の丸子につきましては体調を崩して欠席となっておりますので、ご報告させていただきます。

代わりまして、竹の内産廃処分場対策室技術補佐の三沢が代わりに務めさせていただきます。

○三沢技術補佐

三沢でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

遅れましたが、私進行を務めさせていただきます。竹の内産廃処分場対策室室長補佐の大庭でございます。よろしくお願いいたします。

本委員会は10名の委員により構成されておりますが、現時点では9名の委員の皆様にご出席をいただいております。

村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会条例第4条第2項に基づきまして、半数の委員の出席がございますので、本日の会議は要件を満たしていることを報告いたします。

次に、配布資料を確認させていただきます。

まず次第でございます。次第裏側に出席委員の名簿がございますので、ご確認をお願いします。次に座席表でございます。

審議に係る資料といたしまして、厚めの資料の資料1、生活環境影響調査報告書(案)がございます。

資料2といたしまして、A3版の生活環境影響調査報告書概要版(案)がございます。

資料3といたしまして、地中温度等による将来予測

資料4といたしまして、モニタリング結果の総合評価(案)(浸透水及び地下水の水質調査結果)がございます。

資料5といたしまして、村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場に係る特定支障除去等事業実施計画書(変更)(抜粋)のものがあるかと思いますが、大丈夫でございましょうか。

それでは議題の審議に入らせていただきます。

議長につきましては、評価委員会条例第4条第1項の規定により委員長が務めることになっております。

須藤委員長よろしくお願いいたします。

○須藤委員長

かしこまりました。それでは一言ご挨拶を申し上げた後に議事に入りたいと思います。

委員の先生方におかれましては、大変ご多忙な中ご遠方の方もいらっしゃいますので、お集まりいただきましてどうもありがとうございます。

今回の委員会で、22回ということで、概ね今後どうするかということの方向性だけはこの委員会で作らないといけないかなと思っていますし、先ほどの事務局からもご説明ありましたように、昨年下半年のモニタリング結果については、諮問、答申という手順をとりますので、最終的には本日最後には答申案としてまとめさせていただければ大変ありがたいと思っております。

なお、議題の2の方の、今後どういう風に続けるか、或いはどういう判断をやって工事をやるとか、或いはモニタリングをやるとか、今後の判断については次回までやった上で最終的な判断をしますので、今日はそれについての答申というのは、もう少し先生方と一緒に勉強させていただいてからにさせていただきます。今日は先程申し上げましたように、昨年度の下半年の分の結果を見ていただいて、よろしければ答申をしたいと考えておりますので、よろしくご配慮いただきたいと思います。

それでは本日もですね、事務局の方にはまだ人数ははっきりしないのですが、地元からのご発言も、例によってご希望されていますので、私は可能な限りそれをお聞きしたいと思っております。先に議事を進行をして、終了した段階で、2名ないし3名の方にご発言をいただくというような順序で進めていきたいと思っております。

それでは議題に沿って、諮問事項イ、平成27年度下期生活環境影響調査報告書(案)についてということで、ご説明をいただきたいと思います。

事務局どうぞ。

○三沢技術補佐

それでは、竹の内対策室の三沢のほうから急きょ室長に代わりまして、ご説明させていただきます。

(どうぞおかけになってとの声)

ありがとうございます。それでは、着座にて失礼いたします。

それでは、議題(1)諮問事項イについてご説明させていただきます。

諮問事項イは平成27年度下期生活環境影響評価調査結果報告書(案)についてでございます。右肩に、資料2と記載いたしました、A3版の報告書の概要版(案)を主に使ってご説明させていただきますと思います。

それでは1ページをご覧ください。

調査結果の概要ですが、今回のモニタリング調査の調査対象期間は、平成27年10月から平成28年3月までの半年間となります。

これまでと同様に、右側の表の1-1に今期分の調査実績を掲載しておりますが、対象期間内

に調査を行った項目は黒のひし形で表記されたものでございます。

2 ページ目は現在のモニタリングの全体計画の内容を一覧で表示しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

それでは各調査結果を順にご説明させていただきたいと思っております。

3 ページをご覧ください。大気環境調査の結果になります。処分場の中央部と対照地点として村田町役場の 1 地点の調査になります。環境基準あるいは指針値が設定されている項目を中心に 13 物質について調査を実施しております。その結果は 13 項目の全てで、処分場の中と対照地点とでは同程度の濃度であり、処分場の発生ガスによる周辺への影響は認められないものとなっております。

また環境基準や指針値が設定されている 10 項目では当該基準を全て満たす結果でございました。大気環境調査については、これまでの状況と変わっておりません。

次に 5 ページをご覧ください。硫化水素の連続調査結果になります。

処分場の敷地境界と村田第二中学校の 2 地点とで硫化水素の連続測定をしておりますが、平成 21 年度以降は目標値としております 0.02ppm を超える濃度が検出されることはなく、今回の調査期間におきましてもその状況は継続しております。この状況についてはこれまでの状況と変わっておりません。

それでは次に 6 ページをご覧ください。こちらのほうは、放流水と河川水の水質調査結果です。

処分場の放流水の水質を管理型の最終処分場に定められた放流水基準と比較しますと、全ての項目で適合となりました。

また、放流先となる荒川の上流と下流の水質も同程度のものだったので、放流水によって荒川の水質に及ぼす影響は見られておりません。

今回は放流水等での超過はありませんでした。

それでは 7 ページをご覧ください。

場内の浸透水と周辺地下水の水質調査結果となります。

調査地点は処分場内の浸透水が 11 地点、それから周辺地下水が 10 地点です。

8 ページから 10 ページにかけましてのグラフは、鉛、砒素などの主な項目について、浸透水と地下水に分けてグラフを掲載させていただいております。

まず場内の浸透水ですが、砒素、BOD、ダイオキシン類の項目、それからほう素およびふっ素の項目で、項目がいくつかの地点で、地下水等検査項目基準等の基準を超過して検出されておりました。

これらの基準を超過しております地点の最近の傾向につきましては、横ばいの状況での推移となっております。

それから、場内ではガスが浸透水を伴って噴出するという事象が発生しているということがありますが、その事象が発生している No.3 と No.5 についてですが、前回の評価委員会においてご了解をいただきましたので、採水地点をそれぞれ No.3b, それから No.5b という地点に変更しております。

なお、平成 27 年度下期では No.3 の観測井戸で 11 月 10 日, 1 月 10 日に噴出があり, No.5 では 11 月 18 日に噴出が確認されておりました。

次に 7 ページ (2) に入ります。処分場の周辺の地下水の水質に移らせていただきます。上流側の地点 H17-19 で砒素が 0.019mg/L, そしてダイオキシン類は H26-1a で, 2.2 pg-TEQ/L, H26-2 で 2.6 pg-TEQ/L と地下水の環境基準を超えた値となりました。

その他の地点及び項目では、全て地下水環境基準に適合しておりました。

これらにつきましては、自然由来であったり、昔使用されていた農薬によって影響を受けたものと考えられておりますが、今後、処分場周辺での追加調査を行うこととしておりまして、次回の評価委員会までには結果を取りまとめていく予定としております。最終的には、その結果を見て判断していきたいと考えております。

それでは 11 ページをご覧ください。

こちらは毎月実施しております、発生ガスなどの調査結果です。

処分場内で発生するガスの状況を 17 地点の観測井戸で、それから浸透水などについては 13 地点で簡易な水質調査を実施しているものです。

11 ページから 13 ページにかけて、その変化をグラフ化しておりますが、11 ページの硫化水素のグラフは 2 段にわたっておりますが、下の段が対数表記で示したもので、右側は年平均値でプロットしたものを掲載しております。

発生ガス中の主な成分は、観測井戸の管頭から 1m 下で測定しておりますが、硫化水素濃度の期間内の最高値は、12 月に H16-6 という地点で 100ppm を観測したのが最高でございました。

測定を始めたころと比べてみますと、全体的に低下してきておりまして、近年は低レベルの濃度で推移しているものと考えております。

それでは次にメタンの濃度ですが、グラフは 12 ページの上になります。

メタンの場合、地点によって示す傾向が異なっておりますが、年平均値のグラフをみますと、H16-5, No.3 などの地点が他の地点に比べて高い濃度を示している状況です。

その下のグラフが発生ガス量です。最も高い値は 7-4 で 10 月に 1 分間あたり 3.97L, また H16-5 で 2 月に 2.19L が観測されております。

ただその他の地点及び測定月では毎分 1L 以下という結果でございました。

それでは次に、浸透水の調査結果の方に移らせていただきます。

グラフが 13 ページの左側、それから中央に掲載しております。

硫酸イオン濃度や塩化物イオン濃度は、かなり変動がありますが、年平均値のグラフの方で見えますと概ね横ばい傾向となっております。また塩化物イオンでは H16-13 や H16-5 が比較的高い値を示しています。

次に 13 ページの右側のグラフが下流の地下水と放流水の結果で、硫酸イオン、塩化物イオン、電気伝導率の変化になります。

平成 27 年 10 月から 12 月に数値の大幅な低下を見せた地点もございました。

この大幅な低下の原因は不明なのですが、昨年 9 月には関東東北豪雨がありまして、処分場の入口付近も冠水したということなどもありますので、大雨が何らかの関係している可能性もあるのかなと考えております。

しかしながら、その 10 月から 12 月の部分以後は、例年同期と同程度となっております、前回評価期間との大きな違いはないものと思っております。

それでは次に 14 ページをご覧ください。

観測井戸での地中温度を測定した結果です。

11 月の地中温度ですが、処分場内で最も地中温度が高かった地点は H16-13 地点で 28.3℃、埋め立て区域内にある仮の比較点の Loc.1a、この地点が 15.2℃、ということでありましたので、この 2 地点で比べてみますと 13.1℃の温度の差となっております。

その次に高い地点である H16-3 につきましては、地中温度が 26.0℃でしたのでその差は 10.8℃となっております。

2 月の調査結果においては、H16-13 地点が 27.8℃でしたので、同じく仮の比較点としての Loc.1a、この地点が 14.9℃でありましたから、その差は 12.9℃、H16-3 地点ですと 25.4℃に対して Loc.1a との差は 10.5℃というふうな形になっておりました。

それから右上のグラフですが、前回ご要望のありました Loc-1a とその他の観測井戸を含めて地中温度の差についてみたものが、図-2-54 というグラフになります。

地中温度についてみますと、地中温度は緩やかな低下傾向で、周辺との温度差が縮まってきたところと考えております。

ただ、依然として埋立区域内で 13℃ほど高い状況ということですので、処分場内での廃棄物の分解反応が継続しているのではないかなと考えております。

また地中温度が高かった H16-13 と H16-3 につきまして、将来の予測として、お手元に資料 3 をご用意させていただきましたので、こちらのほうをご覧くださいと思います。

処分場内の観測地点のうち、最も温度が高い地点、これが H16-13 なのですが、それと 2 番目に温度が高い H16-3、それと処分場外の対象地点、Loc.1a の温度差のデータから最小二乗法で指数近似式を求めまして、グラフで示しております。

これをもとに予測しますと、オレンジ色の H16-13 では温度差が 10℃まで減衰するのが平成 32 年ごろ、それから 5℃くらいまで減衰するのが、平成 41 年ごろとなります。水色の H16-3 では、平成 28 年度 2 月時点で既に温度差は 10.5℃くらいまで減衰してきておりまして、温度差 5℃まで減衰するのが平成 35 年ごろという形で予測されます。

それでは続いて、その資料の裏面をご覧ください。

発生ガス量について過去のデータをもとに年平均値で作成したグラフを示しております。年度による増減が大きいですが、全体的には緩やかな低下傾向になっているものと思います。

さらに発生ガス量の多い、4 地点につきましては、ガスの発生が収束する時期の推定をしてみました。

この中で最も発生量が多い H16-5 は青の色で示しておりますが、他の例示地点に比べましてはやや粗い感もございますが、この推定でいきますと、平成 37 年ごろに発生は収まってくるのかなというような結果となっております。

それではですね、また資料 2 の方に戻っていただければと思います。

15 ページをご覧ください。地下水位の調査結果です。

右側の表は、この半年間における各観測井戸の最高水位と最低水位、それからその変動幅となっております。

井戸の区分は従前のおり、上流側、下流側において掲載しております。

浸透水では上流側の水位が高くて、下流側が低いということから、上流側から下流側へ、処分場の南側の土側溝水路の方向に向かって流れがあるものと推察されます。

それから 16 ページから 18 ページにかけて、水位のグラフがございます。

16 ページのグラフは埋立区域外の地下水 10 地点、そして 17 ページと 18 ページのグラフは埋立区域内の 11 地点水位変動を示したものとなっております。

それでは次に 19 ページをご覧ください。

こちらは多機能性覆土状況調査及び地表ガス調査の結果になります。

多機能性覆土施工箇所 13 地点と比較対照 13 地点とで、グラウンドエアシステムによる調査を実施し、またその他に地表ガスの状況を 5 地点で地表から放散される硫化水素濃度を調べてみましたが、いずれの調査でも全ての地点で定量下限値未満でございました。

では次にバイオモニタリングの結果に移らせていただきます。

荒川の放流地点の上流側，下流側で，アカヒレによる魚毒試験により，AOD 値を測定しました。

当該期間の調査では全て魚類の生息に支障がないと考える指標値の 400%以上に達しておりましたので，処分場からの放流水によって周辺環境に影響を与える状況にはないものと考えられております。

以上の内容が調査結果の概要になります。

これらのことを踏まえまして，19 ページの 2.4 に今期調査期間における環境モニタリングの評価（案）を記載しております。

平成 27 年度下期においては，後述するような課題は残すものの，処分場敷地境界における硫化水素濃度，処分場下流側地下水の水質は，法令に規定される規制基準等は満たしており，また有害物資の拡散による大気汚染，放流水の影響による放流先の公共用水域の水質悪化や，浸透水から地下水への拡散は認められなかった。よって本調査期間においては処分場から発生するガス，処分場の浸透水に起因する周辺生活環境への影響は極めて小さいものと判断されるといたしました。

また処分場の環境モニタリング結果の課題といたしましては，1 つには処分場内の観測井戸での調査の結果，周辺の地中温度より 13℃程度高い地点があり，浸透水では砒素及び BOD が廃棄物処理法に定める地下水等検査項目基準を超える地点があること，ふっ素及びほう素が地下水環境基準を超える地点があることなどから，処分場内はまだ安定した状態には至っていないこと，2 つ目には，埋立区域内の観測井戸では上流側の H17-19 の砒素で地下水環境基準の超過があり，これにつきましては自然由来によるものと考えられますが，今後周辺地域における調査により検討していくこと，3 つ目にはダイオキシン類については，場内の H16-5 の浸透水と，場外の地下水の H26-1a，それから H26-2 で環境基準を超える値が検出されていましたが，周辺地下水の H26-1a 及び H26-2 では，水中の浮遊物質濃度が高いことが超過の原因と推定され，また，ダイオキシン類の同族体等の組成からは農薬による影響が高いものと考えられ，現状では，ダイオキシン類の汚染の広がりとは確認されていないこと，そして 4 つ目に 1,4-ジオキサンについては上昇傾向は見られないものの，浸透水では検出されており，今後の継続したモニタリングからその傾向について判断していく必要があること，以上の 4 点を課題に掲げました。

最後にこのようなことから，引き続き処分場の状況及び生活環境への影響を把握し，処分場の状況に応じた適切な対応を図る必要がある，また処分場の安定化に向け，必要なデータの集積と解析によって，的確な将来予測への取組みを進める必要がある，といたしました。

以上が当該期間の環境モニタリングの評価案となります。

以上で議題(1)諮問事項の平成 27 年度下期の生活環境調査報告書（案）についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○須藤委員長

三沢補佐、的確にご説明いただきましてありがとうございます。それではただいまのご説明について、説明されなかった部分もあるかもしれませんが、今報告していただいた分を中心にそれぞれの先生方、ご質問なり或いはコメントなりをお願いしたいと思います。

順番にいきましょう。いつもと同じように、細見先生から順番に、一個一個答えていると時間長すぎちゃうんでね、まとめて、半分くらい行きましたら、田村先生のところまでで一旦切って、後は他の先生をお願いしたいと思います。では、お願いします。

○細見委員

ダイオキシンのところで。同族体、異性体の資料は？

こちらで、要は、そういう結論を出されたその根拠、概要版ではよくわからなかったの、本当にそう言えるのかどうかというところですね。

○須藤委員長

それはまた後でまとめて答えてください。

○細見委員

それから概要版で書いていただくときに、地下水の水位、たとえば 16 ページ、なかなかこれは理解できる人がいるかというとなんにもない。

たとえば、この色がですね、地下水のグラフにしても、グラフの横にたとえば 17-19 だとか、そういうコメントがちょっと入ると、地下水の上下関係だとか、どちらが水位が高くてどうなんだというのが、分かりやすいと思うので、色だけ見てもすごく判別がしづらくて、とても今の説明だけでは僕はとても理解できなかった。少なくとも今のよう結論を言われるためには、この図をみて判断できないと。まあ、県の方でまとめられていると思うんですけど、それを確認する作業が今の時間ではできないので、そこをよく考えて作っていただければと思うのです。要望と質問です。以上です。

○須藤委員長

ありがとうございます。

それは後でお答えください。

では、どうぞ、稲森先生。

○稲森委員

最後のところの、19 ページのまとめのところ。ふっ素とかほう素とかいろいろあるんですけど、その中で、鉛が自然由来であったり、砒素が自然由来であったり、ダイオキシンが農薬由来と考えられると仰るのであれば、それなりの、それに至った経緯を説明した方が良いでしょう。わからなかったらしょうがないのですが、全部とは言わないまでも自然由来、農薬のせいにするのはなんだか、理解しにくくなりますので、そこは慎重にされた方がよろしいと思いました。

先ほど 16 ページで細見先生がご指摘したところ、地下水の水位標高、を教えてくださいか。

16 ページの一番上、今の例で H17-19 一番左側の方の地下水位なんですけど、これがだいたい 20m くらいある。これどう読みとるのですか？

水位標高の意味ですね、一番上流側が H17-19 ですね、薄いブルーですよ。下の橙色みたいのが Loc.4 ですから一番下流側にあり、水位の勾配があって水が流れていると言いたいと思うんですけど、水位標高の意味を教えてください。

○須藤委員長

どうぞ担当の方。

○稲森委員

どのように測定してこの深さになったのでしょうか？具体的に示して下さい。

○須藤委員長

いいですよ、担当の方直接お答えになって

○天野技師

自記水位計で 24 時間連続測定しております。その結果を 16 ページの方に載せさせていただいております。

○稲森委員

それはわかるんですけど。わかりやすく説明下さい。

○渡部次長

海拔の水位を、何メートルっていうのは表しています。

○稲森委員

僕が聞いたかったのは、21m っていうのは具体的に地下水位の水位の高さを言っているのかどうかということ、海面から 21m の高さにあるっていうのでしたら、その下はずっと水

浸しってことになるんでしょうか。

そこ聞きたかったんですよ。水がそこまでたまっているのか、それは違いますでしょ？

そこを確認したかった。

○渡部次長

意味合いとしては、管頭水位ということで、ストレーナがあってそこから水が入って、その高さまで管の中で水が上がってますよっていうところを測っています。

○稲森委員

測定方法としてはそうですね。具体的には現実 21m くらいのところに、H17-19 だって、下流側の 14m くらいのところに橙色の Loc.4 があるから、だいたい水位勾配が出来ていると思うんですけど、そのところをわかりやすく示された方が良いということです。

それからメタン濃度の件ですが、12 ページの上に、メタンの左側の 11 ページのところに、メタン濃度の範囲っていうのがあって、0~90% って書いてあるんですよ。たぶん普通の人、パーセントと思っちゃうんじゃないかな。そういった表示方法の説明とかも、報告書の中にちゃんとしっかり書いてあるかどうか、確認してわかりやすく適正に対応を図ることが大事と思うので、よろしくお願いします。

それと 19 ページの、バイオモニタリングのところですけど、報告書の中で、400% 以上ならば問題ないですよの件ですが、過去からずっと言ってきたから問題ないですよって言うのは、ここの出席者は理解できても、常になぜ 400% 以上が問題ないのかを注釈で書かれておいたほうがよろしいと思います。以上です。

○須藤委員長

ここの常識になっちゃっていて、ほかではあまり通用しないんですよ。ですからそれは先生が言われるとおり、あなたの言われるようなね、万国共通か日本の共通か、そういう値に比較できないといけない。ですよ、先生が言いたいのは。

○稲森委員

当初から環境リスク指標としてアカヒレによる魚毒試験による AOD 値測定値を指標として使っているのは分かっているんですけど

単純にこの 400% の位置づけをわかりやすくすることと、OECD 試験法との比較の意味づけをわかりやすくされると良いのではどうか、ということです。

○須藤委員長

大宮委員、どうぞ。

○大宮委員

私のほうから簡単なご質問と言いますか。

まずは、3ページ4ページ見ていただきまして、大気環境調査の中で、その他3物質、硫化水素、メタン、アンモニアとありまして、硫化水素のグラフはあるんですが、メタンとアンモニアは入っていないのですが、4ページの右のほうで、スペースがあってこれに入れてもいいんじゃないかと、そんな風に思いました。これが一つ感じたことです。

それから7ページ8ページご覧いただきまして、質問になるんですけども、8ページの図2-22、鉛（浸透水）ってあります、それからその右の図2-23、鉛（地下水）とございまして、このグラフを見たときですね、2-22の鉛の浸透水が27年2月、26-3aが数値が高い。右側の2-23の鉛の地下水においても、同じ27年2月にH26-2の数値が高い。同じ調査日かどうかわかりませんが、同じ月、上と下、浸透水と地下水で高いところがあった、重なる時期があったと。

それからその下の砒素の浸透水、図2-24ですが、これも27年の6月ですか、H16-5が高くなっている。右側、砒素の地下水も同じ27年2月H17-19が高い。たまたま同じ調査日に高くなっているのか、そこをちょっと思いましたので、そういう風に感じたところでした。

それから続きまして、図の2-25なんですけど、砒素の地下水、27年6月と28年の2月橙色の三角、H17-19、2回高くなっていますが、この差がたぶん0.05くらいあると思うのですが、砒素の0.05っていう差っていうのはどの程度の危険といえますか、その辺お知らせいただければと思いました。

もう1つお願いします。今と同じところでH17-19上流側の地下水、ここだけ時々ですね、朱色の三角が高いところ、基準を超えているということで、19ページの評価の中にも、自然由来というような形で記載があるのですが、やはり何でここだけこういう風に高いのか、疑問に思ったものですから、わかるのでしたらお答えいただきたいと思いました。以上でございます。

○須藤委員長

ありがとうございます。

それでは続いてまいります。お答えは全て後で田村先生までいったら答えていただきます。

○風間委員

私の注文としては、14ページ地中温度のとりまとめのところ、上の表と下の表がありますが、是非この差をとったグラフ、表を、お作りいただくと、どこの箇所でもどのくらいの温度変化があったかわかるので、場所的なトレンドもわかるのではないかと思います。

それから20ページの廃止基準のところ、表3-1のところですが、廃止項目のうちガスの発生量が△、それから地中温度のところも△になっています。具体的に竹の内の処分場を睨

んだときに、現在モニタリングしているどの項目がどうなると廃止基準に適合するとわかるような、具体的な書き方にされたらどうかと思います。

たとえば地中温度でしたら、全ての地点で 20℃下回っているとか、あるいは発生ガスでしたら、メタンと硫化水素とかありますけど、それぞれどのモニタリング箇所を見て、これを判断するのかわかるような廃止基準を具体的に書いたほうがよろしいのではないかと、以上です。

○須藤委員長

ありがとうございました。

田村先生、どうぞ。

○田村委員

概要版 16 ページにある地下水位で、稲森先生が質問された図の表記のことについては別といたしまして、このデータを見ますと、これは、新しく始めたところですね、H26-2 です。それからその上 H26-1b, 他の地点に比べると非常に安定していると申しましょうか、変化がほとんど無い期間があります。一般に、他のところを見ていただきますとわかるように、この処分場とその周辺の地下水位は雨によく反応して動くんですが、この 2 地点については、小さな動きがあるようではすけれども、非常に安定している。

これは、何なんだろうか？ということがちょっとですね、両方とも最近 26 年度の終わりに掘った、場外の水路のすぐ脇に掘ったところですね。

私が想像するに、水路の水位と連動しているのではないかと。水路の末端、この岩淵堰について書いてはありますが、水路が川に出るところにもゲートが確かあったと思うのですが、その辺のところに関連して、水路の水位が安定しているということがそのままこの脇に掘った井戸の水位に関係しているのか？それを判定するには、ストレーナをどこで切っているとか、水路の水面の高さとか、そんなようなことがないと判断できないでしょ？ぱっと見て何でこんなに安定しているのか？ということが気になりました。

そのことも含めて、稲森先生のご質問にもありましたけど、この地下水位については、測定点については地図が付いていて、そこにうっすらとですけど等高線が入っているから、高さはそれで何とかわかるんですが、これはやはり毎回行って知っている人には当たり前というか、うるさいかもしれないけれど、この 2 本の谷に沿った断面図みたいなものを書いていただいて、地表とそれから地下に堆積物のところと凝灰質砂岩のところと硬い岩盤とございますから、そんな辺のところを入れた図を脇に載せていただいて、そしてこのグラフがあると、どの地点がどうなっているということがもう少しわかりやすくなってくる。どんどん測定地点を増やしておりますので、図示に使える色がなくなってしまって、なかなか表現が大変だってことはわかるんですが、やはりこれからわかるのは、井戸の中の水位の海拔標高だけなんですから、井戸の状況がもっと分かったほうが、担当の

人は別として、数か月に 1 回委員会に出てくる者としてはわかりやすいのではないかと思います。ですから質問は H26-2, H26-1a, H26-1b の測定状況, 測定環境を, そのところを確認したい。

○須藤委員長

ありがとうございました。それではここまでの部分で, 順番にお答えいただきます。同じようなご質問がありましたから, それはまとめてでいいです。

○三沢技術補佐

まず細見先生からいただきました, ダイオキシン類の同族体パターンの根拠なんですけれども, 分厚い方の本編の方を見ていただきまして, 本編の 43 ページから 46 ページ, 43 ページに一覧が載っておりまして, 44 ページから 46 ページにつきまして, 基準を超過しました地点についての結果の同族体パターンの表を載せてございます。これを見ていただきますと, 場外の地下水につきましては, テトラとオクタの方が高くなっているかなど, という形に思っておりましたので, 農薬由来かなというふうに考えております。それから, あの

○須藤委員長

ちょっと待って, いま細見先生確認されているから

○細見委員

よくわかりましたので, 確かに, H16-5 と H26-1a, 実測濃度のレベルではおそらく, 今言われたように, CNP という農薬とペンタクロロフェノールという農薬がおそらくこの水田というか, H26-1a とか H26-2 のところで使われたんだと思うんです。ただし, これは 2 ピコを超えたというか, あの 1 ピコの主たる要因というのはこの農薬ではないんですね。要するに, 環境基準を超えたっていうのは, たとえばテトラの 1, 3, 6, 8 とか 1, 3, 7, 9 とかは CNP によく出てくるパターンなんですけど, これは毒性等量の等価係数としてはゼロなので, ダイオキシン濃度の 1 ピコを超えた超えなかったということには全く関係ないですね。

○三沢技術補佐

それにつきましては, 同じく本編の 43 ページの一覧表のところに, そのときの SS 濃度を記載させていただいておりますが, SS がちょっと高いということがありますので, 採水時の巻上げ等の懸濁態も寄与しているのかなという風には思っておりました。

○細見委員

高い理由は多分それでしょう。泥のようなものが採水時に入って, それを測ってしまうと,

要は土壌を一部測ってることになりますので、おそらく、ろ過をすればダイオキシンはほとんどなくなる。そういう H26-1a とか H26-2 であったのかどうかは私はわかりませんが、覚えてないので、そういうのがあって、今のような意見として感じます。浸透水の中は SS の 16 ということで少ないんですが、やっぱりダイオキシンのパターンからすると焼却由来と思われるようなパターンなことは事実です。

○三沢技術補佐

ありがとうございました。

それから、グラフの表記の仕方等については、今後はもう少しわかりやすい形で工夫を加えていきたいと思います。

それから稲森先生の方から、今の話にも関係するのですが、まとめのところで自然由来とか、農薬由来というところの根拠を示すのはもう少し丁寧に示したらいいのではないかというお話をいただきまして、詳細につきましても、農薬由来か、ダイオキシン類の由来については先ほどの細見先生のお話させていただいた内容、或いは重金属類につきましてもは土壤汚染に関する考え方の中で、溶出量基準の 10 倍以内であること、ですとか、含有量の条件の目安ということで、日本はどうしても火山国だということで、重金属類は高いことがあるので、そういったものも勘案しながらという形で考えておりまして、その中では溶出量基準の 10 倍以内には収まっているかなということ、それから含有量の目安としても、若干国の方で示している目安よりも高いところはあるんですが、そういったものを並べてみますと、主に自然由来かなという風な形、或いは採水時の SS 濃度、そういったものも含めまして、自然由来かなという形で推定はさせていただいておりますけれども、ただどうしてもやはり大宮委員の方からも出たとおり、上流側で時々高いところが出るというお話もございますものですから、今年度、追加調査ということで、重金属等の自然由来であるかどうかの調査をさせていただきたいということで考えておりました。

それから AOD 試験の評価方法もきちんと書くべきだと、400 だから良いんということではなく、きちんと書くべきだというお話も。

○須藤委員長

AOD がなんで 400 かっていうのも、あれはここで言っているだけであって、世界のスタンダードではないし、日本のスタンダードでもない。そういうことも含めて、稲森先生は前にもそういう質問されていますけれど、その辺の共通な評価ができるようにしてくださいというのを稲森先生は言っているんだと思いますね。

改めてもう一回、今は答えなくていいですから。

○三沢技術補佐

検討させていただきたいと思います。

それから大宮委員の方から、大気環境の調査結果で、メタンとアンモニアも場所もあるのだからきちんとグラフに入れたほうがいいのではないかということなので、次回以降に検討させていただきたいと思います。

同じく砒素と鉛につきまして、時々高くなるという話につきましては、先ほどお話いたしましたとおりその原因について、追加調査の方で確認させていただきたいと思います。それから風間先生の方からは、水位のグラフ等で、場所のトレンドがわかるように、どれがどれかがわかるように、こちらのほうは私も知らずに参りましてぱっと見たときに一個一個線を探して見るのはなかなか大変と思いましたので、こちらのほうも。

温度差の場所のトレンドにつきましてももう少しわかりやすくということで加えていきたいと思います。

同じく風間先生からの 20 ページの廃止基準項目の扱いにつきましては、どうなれば廃止基準に合うのか、今の現状と、もっとわかりやすく示したらどうかというお話がありました。○なのか×なのか△なのか、それをどういう風に判断したのか、というところをきちんと書き分けたほうがいいというお話を承りましたので、こちらの方は検討させていただきたいと思います。

それから、田村先生の方から、26 年度に新しく掘った、H26-2、H26-1b については、水位が他に比べて変化があまり大きくなくて、やや安定しているのではないかと、水路の水位と連動して変動していると思われるのではないかというお話でしたが、これにつきましては、26 年度新設井戸につきましては、H26-2 はストレーナを GL-2m から -12m のところに切ってください。ですから比較的高いところなので脇の水路が影響しているのでは。それから H26-1b につきましては、こちらは 1b の方はストレーナ位置が GL-21m ~ -25m というところに切ってください。

ただ、以前、今のモニタリング計画では、もう見直しをされて調査地点にはなっていないところもあるんですが、場外の荒川の方に近い地点については、荒川の水位が高い時にはその影響を受けやすいというふうな過去のデータがあったかと思しますので、そういう影響、或いは近傍の水路の影響、水路の水位の影響等を受けているのではないかというふうには考えております。

○須藤委員長

再度質問があるかもしれませんが、一通り先生方お伺いしますのでそれでは次に藤巻先生から順番に岡田先生、佐藤委員の順にお話ください。

○藤巻委員

既に先生方の指摘になっているところなんですけれども、概要版の 20 ページの最終処分場の廃止基準のところには△があります。

この廃止基準項目のところを見ると、埋立地の内部が周辺の地中温度に比して、異常な高温になっていないこと、この「なっていないこと」というのは、埋立地の内部とその周辺

の温度が 20℃未満になって、温度の違いを見てもう既に全ての地区で 20℃以内ということなんです。

黙ってこの報告書のようなものを出すと、温度のことはいいかという話になってしまうような気がしてしまうのですが、いやそうではなくて、まだまだ本当に常温になるまでという風にお考えならば、そのような結果であるのですし、これ止めよう、評価委員の方から止めようというのならば、それはそれでいい。

私の意見は別にありますけどね。それがまず 1 点。もう一つはですね、先生方、ダイオキシンの話がずいぶん気になっていたと思うのですが、私も概要版を送っていただいた後読んで、いやに気になりました。

今まで、そんなに気にすることはなかったのですが、この概要版を見ますとですね、あるところでは、オレンジの H26-1a, H26-2 で農薬由来と書いてあって、あるところでは H16-5 が何由来のダイオキシンなのか一切触れていない。

で、突然 19 ページで、H26-1a, H26-2 は、これが同族体等の組成から農薬由来で、H16-5 は焼却由来で、とある。同族体等でわかるならば、同族体と入れたらどうか、それからもう一つはですね、H16-5 はいろんな問題をバンバン教えてくれていてですね、たとえばメタンの濃度が H16-5 ですごく多い、発生ガス量は H16-5 はかなり多い、それから塩化物イオン濃度もかなり多いというですね、なんか問題が山積の地点なんですね。

H16-5 のダイオキシンの濃度がどうなったかを見て、どこかにあったと思うのですが、どこで見たかちょっと忘れてしまいましたが、平成 26 年度か 25 年、その辺でかなりダイオキシン濃度が上がっているんですね。こういう変化のしかたをして、周辺に拡散しなかったと言っているのかどうかというのは、ちょっと僕はダイオキシンの拡散の方法がわかってないのでかなり心配なんですけども、大丈夫だよという風にしてくれるなら大丈夫でよい。ただし、その論拠を示してほしい。ちょっと問題があるので考えておきます、それはそれでそのように言っていただいたほうが、またはですよ、これくらいだったらばすごく薄まってしまうので心配しないで下さい、それはそれで結構です。量的に非常に少ない、その表現で、ちょっと前のグラフを見ると数字は覚えてないが、結構大きかった記憶がある。ちょっとその辺が気にはなりましたので、もう少し丁寧な説明をされたらいかがでしょうか。以上です。

○須藤委員長

ありがとうございました。

それでは岡田先生。

○岡田委員

概要版 3 ページの最後のところに、硫化水素の数値が載っているんですけども、0.00, 0.01 とか 0.02 というのがあるんですけど、これがですね、ここで触れているのは、臭気強

度の 2.5 から 0.02ppm それが厳しいと言っておられるんですけど、あと他に、5 ページのところも、数値があるわけですけど、0.02 よりもっと下の議論をする時に、例えば、検出下限値が 0.0001ppm とかありますけれど、その数値を表示するとわかりやすいと思うんですけど、ただ測定の方法で、下限値がこうだからどうのこうのというのではなく、かなりフィールドにおいては 2.5 の議論じゃなくて、硫化水素がにおうかにおわないかというような区域の濃度でやっておりますので、低い方の上限を書かれるとよいと思います。

それからあと、温度の将来予測の方、ありがとうございます。非常にわかりやすいです。メタンの発生量が多くなったり、メタンのガス量が多い等は、場所場所であるんですけど、地中温度が低いのに発生量が多いとかですね、そうしますとどうもこれを見てみますと、もっと違う表現をしてもらおうと、というのがどういうことかということ、埋め立てが何年で終わりました、この場所は何年で終わりました、その履歴もちょっと書いていただくとわかりやすいのではないかと思うのですが。それ以外の話としては、有機物の量が多いとかありましたけれど、その表現はそれは場所場所によって違うので、その表現はできませんが、埋め立てが終わった履歴だけはですね、書いていただくとよいと思うのですが。

ですから H16-5 とか H16-10 ですね、16-6 ですね、これも古い埋立の場所ですよ。それでガス量が多いっていうんで、その判断っていうのも、一番古いもう終わった場所なのにどうしてガス量が多いのか、そのあたりの判断がちょっとつきづらいので、埋立の終了の履歴をどこか書いていただくと評価しやすいのではないかと思います。履歴はわかりますかね、以上です。

○須藤委員長

では、後で答えてください。

では、佐藤委員。

○佐藤委員

先生方お忙しいところ大変ご苦勞様です。それから、次長も、三沢さんも、お帰りなさいということで、ご苦勞様です。

皆さんとは一緒に竹の内のことを議論して、同じ状況で今に至っています。

あの時より私は満身創痍で思い出しています。バトルの内容を思い出している。それが一番悔しいというかね、今ざっとご説明をいただいたのですが、グラフのところでごちゃごちゃと線が重なって見えないよなっていうお話がずいぶん前からありました。先生方からご指摘をいただいた、もう少し見えるように大きく印刷できないか、っていうのが一つあったんですけども、一つのやり方としてはプロジェクターを持ってきてその部分だけ大きくして、もっと言うなら、なんで今回プロジェクターを持ってきていないのかな、って。私も先生に見ていただきたい写真も持ってきたんですけどね、あんまり核心に迫る報告はしたくないんだろうかな、と思います。

あのくらい約束したと私は思ったんですけどね、現地でやってください、現場でやってく

ださいって言う話が、これは役人の裁量ですよ、その裁量でここでやることになったと。私たちのところに、少なくとも私のところには、こういう状況で県庁でやるようにしますのでご了解下さいという話が一言もなかった。

これだけ軽く思っているんだなってことで、心中穏やかではありません。

まあ、それはいいとして、見やすいようなね、プロセスは今までずっとあったんだもん、そういうところはやるべきだし、必要だったら、1ページに大きく印刷も当たり前だと、これをやっちゃうとね、何かを隠してんだとしか思わないよ。

それから、今まで先生方のお話しなんかを聞いていましたけど、三沢さんの説明でね、平成32年ごろまでには収束するはずですよってのは何か、グラフをね、32年あたりまで延ばして収束する安定する、何だこりゃと思ったんですけど。聞き逃しているんで教えて下さい。それだけよろしくね、今。

○須藤委員長

今教えてくださいって言うんだから言ってください。

○三沢技術補佐

平成32年というのは、お手元にお配りした資料3の地中温度から、処分場外の対照地点Loc.1aと処分場内の温度が高いような2地点につきまして、その温度差をこれまでのデータをプロットしてみまして、その一番乗っていく、推定をするときにどのへんに行くのかな、という形で線を引いてみたということです。

○佐藤委員

はい分かりました。ありがとうございます。

今さっきも問題になっていたんだけど、何度になったら安定化したの、という、廃止基準に該当するの？

ここには20℃未満、差が20℃未満にまもなくなっているわけですよ。

この前の、私がお話ししたのはね、1℃だって2℃だって高けりゃだめだよ。これは現地に住んでいる人間の実感として、まあ1℃くらいはしょうがないとしても、20℃っていうのは、これは環境省のあれに書いてあるんですか？先生方大分論議なさってるんですけども、書いてあるの？安定型産廃場で20℃なの？これはえらく、間違いなくね、みんな間違っているんだな。決めた先生たちが、須藤先生が間違ってるんだ。

○須藤委員長

いや、私はこれは決めてない

○佐藤委員

いい。わかった。決まってるのね。それは、そうなんだそうです。だから今 19 ページ見えますけど、2.4 の処分場はまだ安定した状態には至っていない。本当は安定した状態に至っていたとすれば、どんどんどんどんと対策を進めるべきだよな。本当は大丈夫なんだということで、問題点を絞っていくのが本当だったらよいと思うんですよ。

今、浸透水の H16-5 の話が先生達からもありました。H16-5 はずっと前からダイオキシンからほかの重金属から何から何まで連続で、ずっと出てました。特別な孔だったんだよな。そのこのこのコアはどうなの？見せてよ。もう 1 回分析し直せって言ったけど、先輩方は廃棄してしまった。こんなことがあったんですね、実際に。もうどこにもない。だったら H16-5 をね、問題があるとすれば、中心にして周辺 5m で掘ってみて、そのコアを見てみると、そういう重点的なやり方でやってかないとダメなんだろうなというふうに思っています。

もう 1 つ、それからですね、同じダイオキシン類の調査結果のところ、H26-1a, H26-2 とかですね、H26 が出てきます。これは後でこの前掘った。場外汚染がないかどうか確認しなさいってことで、平成 26 年に掘ったんです。それがダイオキシンを出してしまっている。

この前は、農薬由来だっていうけど、農薬由来だったらあの辺の田んぼみんなダメなのかいって言い方をしました。

あの辺の耕土全体を何本も何本も穴掘って、全部から農薬由来で出たってことは、ここは米を作ってはいけない土地になりました、って言わなければならぬだろうって思っているんですね。そこまで繋がってしまうような言い方であると、農薬由来というのは。私はだめな農薬をゴミと一緒に竹の内に捨てたのではないですかってそういう言い方をしたんですけど、それは反対をいただいたわけではありません。

そういうことなので、H26、これは制限されて、われわれが求めた本数の半分にも満たなかったと、それから 12m 掘って止めた、という孔なので、本気になって農薬由来を言いたいのであれば、もう 1 回やり直すべきなんだろうなと思います。いやいや、以上です。

それで、とにかくね、待たされるはもうたくさんですね。絶対の自信をもって、三沢さんもお存じだと思うけど、絶対の自信を持って、竹の内の対策をしてこられた。

絶対の自信をもってやってこられてこういうふうな状況なんで、ここできちっとやはり考え直すべきなんだと。これはいい、これはいい、これはどうも終わり、これは終わり、これはやりましょうとかね。それが H16-5 だったんだけどね。ダイオキシンだったり、温度のことだったり。20℃っていうのはないと思うんだけどね、安定型産廃場なんだよ。以上です。

○須藤委員長

ただいまのところ 3 人の先生からみんなご質問いただきました。

井上先生、後ほどまた、何かお気づきでしたら、今の先生方からのご質問に順に答えてい

いただきますので、先生お気づきでしたら、その後またご質問ください。
では今のこの3人の先生方へのご対応を、どうぞ三沢さんお答えください。

○三沢技術補佐

はい。先ほどより出ています処分場の廃止基準の温度差、異常に高温になっていないことが、20℃の件なんです、概要版の20ページにもありますように、埋立地の内部が周辺の温度に比べて異常な高温になっていないこと、この異常な高温になっていないというのは、埋立地内部と周辺の地中の温度の差が摂氏20℃未満であるというのは、国の通知で定められております。

この件につきましては、過去に評価委員会の中で、20回の評価委員会の中でやはり話ができて、地中温度の廃止基準達成について異常な高温は20℃と説明があったというお話がありまして、そのときは「20℃」というのがあったのでここを○で表記しておりました。

○で表記していたのですが、先生方の意見がありまして、結果的に△にすべきではないかというお話をいただいたことから、それ以後は20℃はもちろん達成はしているのでございますが、一応ここは委員会のお話を受けて△という表現にした経緯がございます。

それからダイオキシン類の表記については、先ほどお話が出ていたとおり、それを言うのであれば説明を省かないでしてほしい、そのお話についてはその通りにさせていただければと思います。

それから、H16-5についてはいろんな問題がありますね、ということにつきましても、H16-5はいろいろなところで登場しますので、この地点については私ももう一度確認させていただきたいと思っております。

それから岡田先生の方からは、硫化水素の0.02以下の、低いほうの表現をする時に、もうちょっと低いほうの表現を加えたほうがよいというご意見につきましては、次回以降取り入れ、ご助言のとおりさせていただきたいと思っております。

それからメタンの発生量と地中温度、温度が低いのに発生量があるとか、そういう風なもの、埋め立ての履歴もきちんと、その後の経過の時間ですとか、そういったこともきちんと加味したほうがいいのではないかと、そのご意見につきましては、そのとおり整理させていただければと思います。

佐藤委員の方につきましては、プロジェクター等使って、結構いろんな地点がいっぱいあって込み合っているものは、大きく、細かいところにこちゃこちゃと入れるのではなくて、わかりやすい表記をするべきではないかと。そういったところと、場合によってはプロジェクター等を使って説明させていただくことがあってもよいのではないかと、このことにつきましては、今後工夫させていただきたいと思っております。

収束の予測につきましては、先ほどお話したとおりです。

農薬由来の表現につきましては、先ほどの細見先生、皆様先生方からお話いただいたとおり、検査結果、それから農薬CNP、PCPにつきましては、今現在使っている農薬ではない

という形になっています。土壌中にあるから必ず作物に移行するののかという点、これもまた違う話ではないだろうかと思いますので、そちらのほうも丁寧に説明をさせていただければと思っております。

○須藤委員長

ご説明いただきましてありがとうございました。私が質問するのも何なんですけど、細見先生、この埋立処分場の廃止の基準項目についてたぶんお詳しいだろうし、実際にほかの地域にも携わっているのですが、この 20℃未満である状態というのは普通にやられているんですか？

先生ご存知なんじゃないかと思ひまして。なんとなくもっと高い気がするんですけどね。

○細見委員

どのくらい議論をされて 20℃にしているのか、私なりに調べてみますが、おそらく異常な高温になっていないということ、じゃあ具体的に何度ですか、たぶん都道府県の方々からいろいろ問い合わせられて、国としてパッと答えを出すのではないかとと思われるのですね。何か目安の通知がないといけない、事の子細はちょっと確かめたいと思いますが、20℃がなぜ、安定化のための指標になっているのかということに関しては、私も十分な評価をされているかどうかを、ちょっと確認させて下さい。

○佐藤委員

たぶんね、三沢さんみたいな方がね、電話でちょこちょこっというくらいでしょう。

○須藤委員長

稲森先生、微生物学者として、20℃って高いよね。

○稲森委員

僕が思うにですね、ずっとこれ私は研究ベースとして今まで議論してるんですけど

○須藤委員長

ここで？

○稲森委員

これだけじゃなくて幅広く、他の埋立地とかを含めて研究してきていますが、微生物が働いているところは共通と言えます。

自然の現象と言えます。

そうしますと考えるべきはですね、佐藤委員も仰ってますけど、この埋立地を再生するた

めに、自然任せで今までずっとやってきているんですね。なんか新しい技術を入れればその再生が早まるっていうのがあればそれはそれでいいんですけど、それがなければもう自然に任せてデータサンプリングして解析してしかないですよ、っていうのが1点ですね。それともう一点、20℃のこの問題、先生も微生物学者ですから、たとえば私は今、堆肥、化学肥料を比較する堆肥学に関する研究行ってきています。堆肥だと、一般的に約70℃まで温度が上がるんですよ、自然の中でそこに生息する細菌のバシルス菌などが働くと。それとあと、霧島温泉から分離した高熱好気性菌を用いた堆肥の温度は100℃まで上がり、そして、素晴らしい堆肥ができるんですね。それは、高温、好気性発酵菌を利用する場合があります。埋立地の中で、例えばメタン発酵が起こり、いろんな嫌気性分解が起こると熱が必ず出ますね。熱が出たら20℃くらいの温度上昇は起こりえますよね。微生物が発酵すると、どこまで温度が上がるかは、微生物の種類で異なりますが、普通の堆肥の条件だと70℃まで上がりますよね。これらの点を考慮する必要があります。

○須藤委員長

堆肥だけです、それは。

○稲森委員

堆肥だけの場合はというのはこれが代表的に説明しやすいからです。納豆だって似たようなものですからね。納豆菌だって堆肥と同様にバシルス菌ですので70℃近くまで温度が上昇して初めてねばねばが出来て納豆の製品が出来るのは同じですから。

それと、たぶん20℃の根拠っていうのは細見先生が作られたのかなと僕も思ってますけど、すごく曖昧だと思いますよ、先生。20℃っていうのは。

20℃未満ってなってるんですよ。20℃未満っていうのは5℃でも15℃でもいいといっている。ということは、MAXが20℃っていうことで、そのMAXの20℃になるには、どういう条件でなるかということ、普通、発酵系だったら必ず温度は20℃くらい簡単に上がります。たとえば、埋立地の中に生ごみを入れました。有機物がありました。そこで発酵が起こりました。そしたら発酵でどのくらいまで温度が上がるでしょうね。

例えば何もなかったら発酵はおこらないから、自然のままの温度、さっきのデータみても10℃、20℃、大きな差が出てるじゃないですか。その周りの温度とですね。ですから、微生物が発酵して、埋立地の中で温度がどのくらい上がるんだろうかなっていうのをですね、データをいろいろ収集してきて20℃をMAXとしたのではないかという気がするんですけど。ここでは20℃って言ってますが、20℃未満っていうのは、MAXが20℃、1℃でも2℃でも5℃でも良いわけですね、そういうことを考えて決めてやるべきだっていうことでしょうね。

○須藤委員長

それはそうだと思いますよ。まあ、1℃や2℃はともかくとしてね。

5℃10℃っていったらこれは高いですよ。本当の話はね。安定するわけですよ。

今先生が仰った、堆肥を分解する微生物は確かに私の理解でも70℃。

70℃で、それで冷えてきますよね。どんどんどんどんね。それでずっと冷えていって、まあ、10℃とか20℃とかそれは外気温との関係で下がってきますよね。未満って言うことは、それ以上上がっちゃったらそれは相当なものだよということを言っているのであって。

○稲森委員

そうですよ。先生が仰られたように、堆肥を作るときにですね、堆肥発酵の有機物があるときは約70℃まで上昇しますよ、だけど分解がちゃんと起こり終了すると常温と同じところまで下がりますよね。そこにまたエサとしての有機物を入れて発酵させると温度はまた上がるけど、切り返しとかすることでですね。分解が全部起こると、完熟堆肥ということでも自然の温度と全く同じということになってしまいますから、そういった形ですね、有機物分解が全部終わっちゃったら、埋立地だって、そりゃ当たり前で、温度は下がってきます。だから温度が高いと言うことは、微生物反応はまだ進んでいるわけですよ。まだまだ、ということ。しかし、示されているところの20℃の根拠って言うのは曖昧ですよ。

○須藤委員長

20℃っていう基準は私は高すぎだと思いますよ。もちろん関与したわけではないけど、そう思います。細見先生に調べていただけるのは調べていただいて。

○稲森委員

そうですね。それとね、もう一点、

須藤先生のお弟子さん、微生物学者のお弟子さんということですね、理論的な説明をさせていただきます。温度が10℃上がると微生物反応は3倍違うわけで、20度だと6倍ですよ、ということで、ものすごい微生物の反応速度論からいくと、10℃っていう温度差はものすごい大きな微生物の反応速度の違いになりますから。20℃っていうのは、10℃で3倍ですから、20℃だったらもっと大きいわけですから、そういった点からいくと、もっとしっかりバックデータを持って説明出来るようにしておくことが必要ですね。

○佐藤委員

はい。これだけやってもしょうがないんですけど、論議されているのは堆肥発酵場の話をしているわけではなく、産廃場の竹の内の話をしているわけで、そこに昔からいた微生物が、昔からいた微生物が20℃だったら死滅するんじゃないのっていうことだって考えられる。それで元に戻ったっていうことだけは言わないでほしいなというのがあるんですけど

ど。

やっぱり5℃とか、そんなところでええんでないかな、それだっていけないよっていう話になるかもしれないけど、と思ってますよ。ただ、これはやがて誰かがこれではいけないと、もう一回見直すよ、これではいけないよっていう話になってくるんじゃないかな、っていうという期待をこめて今回は良いことにいたします。

○須藤委員長

未満ということですから、5℃でも。皆さんがそれで妥当だとおっしゃれば、当方の評価は、それにしてもいいと思います。

○佐藤委員

ほんとは×だと思ってるんですけど。△、本当は×ですよ。

○細見委員

佐藤委員、藤巻先生の方からですね、ダイオキシンの濃度が環境基準を超えていることについてですが、お手元の資料の、先ほどご説明があった詳細版でいうと、43ページを見ていただきますと、黄色でハッチをかけてあるところが、基準オーバーなんですけど、その右横にSSというのが書いてあります。170とか650とか。特に先ずH26-1aとかH26-2というところを見ていただきますと、普通SSが650とか170とか、かなり濁ったような状態ですよ。

で、仮にダイオキシンが全てSS状、要するに浮遊物質として存在している、と考えると、その中の浮遊物質の中のダイオキシンの含有量というのはせいぜい10pgとか、そういう単位でいうと10pg-TEQ/g、グラムというのは1gの固形物あたり、10pg, 20pgオーダーですので、これは一般の水田、我が国の水田の土壌からすると、低いほうくらいかもしれない。普通もうちょっと高いくらいになります。数十ピコ、例えば数十pgの水田土壌があると、その土壌がSS 170とか650とかの濁りの成分にすべてなっていると考えると、ダイオキシン濃度はもうちょっと高くなる。要は、何を言わんとしているかという、それほど、H26-1aとかH26-2という地点の値、水田の中のダイオキシン濃度っていうのは、そんなに高い濃度ではない、

それが一つ。やはり、これは、ダイオキシンというのはほとんど水に溶けませんので、粒子状で存在していても地下水の流れに沿ってはほぼ行かないという考えでいいと思います。

濾過の原理を思い浮かべていただくと、SSっていうのは水の中で浮かんでいるような、1ミクロンとか2ミクロンとかの、そういうサイズの粒子は、ほとんど土壌でトラップされている。捕獲されているというか。

そうやって地下水に溶け出しているものだけ移動している。ですのでダイオキシンが、広

がるということはここから普通は考えられない。

それが1点と、先ほど H16-5 っていうのは非常に、この黄色の、ダイオキシンの濃度を超えているのですが、このデータをちょっと見させていただくと、例えば40ページ、ちょっと十分確認しておいてほしいと思いますが、例えば処分場の中だとすると、有機物もメタンも出てくるわけですが、その他に窒素の化合物としてアンモニアの形で存在してるものが多い。そうして見てみますと、40ページの浸透水 H16-5 っていうので11月のサンプリングは100ppm くらいあるんですね、それが2月になると0.83ppm こんな急に減るのかって、普通はなかなかアンモニアでそんなことはないというか、考えられないデータのばらつき。これはそうなのかどうか、確認をしておいていただければと思います。

少なくとも、その他の、例えばよく似たパターンが H17-15、これも浸透水ですけど、これもそれなりに、41ページにあるんですけど、アンモニア濃度としては73なんで、こんな極端にこれは考えにくいと思いますので、本当にデータが間違いなかったのかどうか、記載ミスがなかったか、確認しておいてください。

要は H16-5 は確かに、いろんなものが多分まだ残っていると思いますから、ですからアンモニア濃度が100ppm くらいあるような状態っていうのは、なかなか落ち切っていない、まだまだ残っているっていう風に考えられます。

ただし、ダイオキシンが問題のレベルかっていうと、そうではない。先ほどの43ページで言いますと、仮に2.7pg のダイオキシンがすべて粒子状と考えると、粒子の中にはせいぜい100pg くらいですので、まあ、普通の廃棄物と比べると全然それほど高い数値ではない。

○稲森委員

細見先生、SS との関係でですね、Total TEQ/g があるじゃないですか、どういう風に計算するのですか。

○細見委員

どういう風に計算するかというと、SS を、これ単位が mg/L になってますね。これを g/L に変えてみると0.016g/L になりますね。これを2.75pgTEQ/L を、0.016g/L で割ると、1g の粒子の中に何 pg のダイオキシンが含まれているか、というのが計算できますよね。2.27 を0.016 で割ってやると、100 くらいでしょう。

ということは100pg-TEQ/g。グラムっていうのはそのSS 1g あたり100pg 程度ですので通常、管理型の処分場であれば3000とかいわれている。灰の中にはそれなりにダイオキシン濃度が高いのですが、100ピコレベルというのは灰の中ではそれほど高いダイオキシン濃度ではないと。

ただアンモニア濃度に関しては、未分解の有機物そういうものが含まれているんだろう、ダイオキシンの的にはそれほど大きな問題ではないと。

○佐藤委員

掘ったところの真下がはたして命中しているのか、その隣にもっと酷いのがあるんじゃない

いの。

○須藤委員長

それは分かりません。

○佐藤委員

ずっと問題にしているんだけど。

○細見委員

はい、わかりました。H16-5 について、ボーリングデータが無いということ、要はこの浸透水のデータから推測すればそんな高くはないけれど、コアそのものを採ってみて測ったわけではない。

ま、確認するというのが一つの、佐藤さんの言われている、ある種、不信を解きほぐす一つの方策であるならば、僕は、近くで掘ってみて、ダイオキシン濃度が低いっていうのがもし分かれば、安心していただける。

○須藤委員長

それと同じくらいだったら、まあ、大して。

○佐藤委員

これを、とっくの 10 年前にやるべきだったんじゃないの？それを今まで引きずってきてこんなことを言われているのは。

○須藤委員長

今の総合的な討論でだいたい理解できましたか？

あなたがたが理解しておかないと、何をこれから作業するか、先ほどね、不明な点については検討して、もう一回調査してくださると言っているんでね、みなさんもうんと期待されている。私あとで、あの時言ったのにしないじゃないかっていうのは具合が悪いんで、何と何をやるっていうのをいってくださらないとね。はい。

○三沢技術補佐

H16-5 というのは 16 年度に掘削したときの分析データがあると思いますので、もう 1 度確認します。

○須藤委員長

分析データはある。サンプルは？

○佐藤委員

あるわけないよ。みんな捨てたんだよ。あんたたちの先輩が。

○三沢技術補佐

その時も分析していると思いますのでもう1度確認してみます。

○須藤委員長

分析値はあるのね。サンプルはわからない。

○三沢技術補佐

たぶん分析値はあると思いますので、その点も含めてもう1度確認してみます。

○佐藤委員

だからそれは H16-5 に関するものだから。そこから1m東側いったところでしたとか、西側いったところでしたとか、やんなきゃないって言ってるの。これだけ問題になってるんだから。もっと酷いところがあるんじゃないのか、という話をしているの。ということです。

もっと真面目にやってもらわないと、ずっと問題になっているのに。安心しろ、安心しろって言われても安心なんかできるわけないでしょ。

もう少し真面目にね、あそこに住んで、あそこで稲作を再開しようと思っているかどうかかわかんないけど、そういう人たちのことまで考えてやってもらわないと困ります。

地中温度が、20℃高い中で稲作できますかね。心配だ。

まあ、いい。先に進めて。

○藤巻委員

私も不思議に思っていることはいっぱいあるんですけど。細見先生、64 ページのですね、ダイオキシン類の、過去から今までの変動を示したグラフがありますが、H22 とかそのあたりはかなり大きな数字を示して、最初少なくてだんだん減って。そのあとダラダラ増えている感じなんですね。

22 年ごろピークでそのあとまたダラダラ減って、ダイオキシンが移動しにくいっていうのは大体常識ですし、土粒子にくっついちゃうっていうのもわかるんですが、焼却灰があったとして、どういうことを考えたら、こういうことが起こるんですか？

水が近くに流れているとしたら、なかなか理解しにくくて。見ている人間は困ると思うんです。あの多分村田町の方もこれはお知りになりたいと思います。

○細見委員

私も具体的に H16-5 というのがどのくらいのサイズの井戸の採水口径だったか後で教えてほしいと思っています。通常、10 cm だとか、そういう小さいところにペーラー採水器というようなものでもって採水していたんです。その時の採水量がダイオキシンの場合は、20L 以上は採水しないといけないんですね。通常、他の項目だったら数 L か 2L くらいで分析はできますが、ダイオキシンの場合は大量にとらないと分析ができませんので、どうしても大量にたまっている水がせいぜい 10L とか 20L とか、後がこういう状態、ストレーナのあとに急激に地下水位が下がることによって、周りの水と土壌が集まってくる。ですので、その時の採り方によってたぶん違っていて、この 110 ピコっていう非常に高い時はおそらくかなり濁った水が出たんじゃないか。その時の SS とか、もし濁度があって、測定してあれば、それを並べていただければ今の藤巻先生のご質問には答えられると思う。

○三沢技術補佐

ご質問の H22 年の 10 月に H16-5 でダイオキシン類が 110pg TEQ/ L になっているということにつきましては、その当時の浮遊物質 SS の濃度が 140mg/L ということでしたので、やはり SS が高かったと思います。

○細見委員

高いね。もし SS が 140 くらいで、ダイオキシン濃度が 100 ピコくらいですと 110 くらいになるんじゃないかと思います。

○渡部次長

私が室長だったときに、110 ピコのときは、ご報告だったんですけどもダイオキシン濃度とそのときの SS の濃度、それから細見先生が言われたような、SS 1 グラム当たりのダイオキシン濃度、それをグラフにお示したことがあるんですけども、その時 SS との相関性が高くて、16 年の当時ボーリングしたコア中の廃棄物のダイオキシンの含有量を測りましてそのときの廃棄物の分析結果と 1 グラム当たりの TEQ 量、これを比較して、廃棄物の含有量と同程度の値でした、という風な資料をご説明をしたことがございました。

○細見委員

今のところでいくと、700 ピコぐらいなんです、平成 22 年度のダイオキシン濃度が。今回は 100 くらいだと思うのですが、この平成 22 年っていうのは 700 くらいで計算すれば説明がつく。で、700pg っていうと、焼却灰の濃度としては、そのくらいなんです、焼却灰っていうか、その 16-5 のところはそれで説明がつくけれど、ほかのところではわからないですね。それと地下水は、ダイオキシンが動いていくということではなくて、先ほど

言いましたように採水に伴う事象、私も今までいろんなダイオキシンの地下水調査を見て参りましたが、みんな濁ってしまうんです。急激に何 10L っていうのをサンプリングしてしまうことによって、地下水が急にどっと流れ込む、その際に土砂も一緒に入ってくる。

○須藤委員長

ということはこれ自身というのは、SS のというようなことを意味しているのと似たようなもんだね。

○細見委員

と思いますが、先ほど今、今年だったり、今回の調査だったりすると、100 ピコくらいの SS の濃度ですし、平成 22 のときは 700 ピコだったり、若干違っている。

おそらく、地下水というのは濁った状態で移動していることは考えられないので、地下水を飲料水として利用するときも、地下水をくみ上げたりして濁っているってことは普通はない。ですので、ダイオキシンの場合はサンプリングに非常に気をつけて採ると、水を採るということが大事で、私がいろいろ指導してきたときには、水位が減らないように少しずつサンプリングしていけば濁ることはない、その水を測れば現場の実態に近いのではないかと。ただ、サンプルを採取する業者の方っていうのはやっぱり急いでいる。どうしても決められた方法で、やっちゃうんですよね。それがこういうことになるのではないかと思いますね。

○藤巻委員

一つだけちょっと、私も完全に理解してないんで教えていただきたいのですが。

これは H27 年度 10 月 7 日に一回測ってますね。

H16-5 以外に、No.3 とか No.5 とか、H16-10 とか、H16-13 とかやっておりますが、H16-5 が SS が 16、それに対して H16-3 が 27 とかですね、No.3 が 63、入口の方になります No.26-3a が 67 とかありますよね。

SS が H16-5 よりも少ないにも関わらず、Total TEQ が低いのがありますよね、この分析値の中には。

○細見委員

例えば H16-3 でしょうか？

○藤巻委員

H26-3a とかそれから H17-15 もですよ。SS45 で 0.1。

こういうのは、水を採水したときに荒っぽくやったからだということ以外に、現実にそこ

は多いはずだということの意味しないんですか？H16-5が。

○細見委員

ですから、この43ページのデータだけを見ると、やはりH16-5の値のSSに含まれるダイオキシン量が一番高い。それは事実です。それからH17-15これは上流側でしたか、一番上ですね。処分場よりももっと上流、それで45mg/Lでダイオキシンが0.1ってことは、そのあたりのSSに含まれているダイオキシンは非常に低い。多分一桁、これは日本のバックグラウンドとしては大体一桁のダイオキシン濃度となりますので。

○藤巻委員

H26-3aについても同じ？そこも少ないっていう、そういう見方もできますよね。

○細見委員

そうです、そういうことです。

○須藤委員長

そういう理解はできますよね。それでは皆さんどうですか？

これで、あとこれで何を検討すればいいか、先生方のコメントで。これから調査をしてくださる、追加の調査をしてくださるとのことでしたが、何か追加でご発言ありますか？

○風間委員

先ほど来、佐藤委員はじめ委員の皆さんから、試験のためのサンプリングがそこを代表しているか、話しにあがっています。通常、地盤工学でサンプリングをするときに、埋土のデータについては、どこに何が入っているかが場所によって全く違うので、一箇所のデータで代表して考えることはあまりしません。

自然堆積で、粘土が堆積しているような場合には、水平方向につながっていますから、代表的にいくつか取って、それを代表として考えていいと思います。一方、人工的な埋立地だとか盛土だとかは、非常に不均質な状態になっていることが多いわけです。先ほどおっしゃったように、1m隣を掘れば、全く違うものが出てくるのが往々にしてありえます。逆に言えば、調査点を増やして、いくら本数を増やしても信頼性が各段によくなるわけではありません。ですから、サンプリング値を全体の代表として見ていますが、そういうバラツキがあることを前提にしながら考えていかないといけないと思います。先ほどの話も、SS中のダイオキシン濃度を測っている可能性があるわけですから、SSの量が違えば100ピコもあれば1000ピコもあるわけで、きちんとデータを見ないと結論が変わってくると思います。

○須藤委員長

廃棄物なり土壌なり，不均質成分のものを。

○風間委員

それを言いますと，廃棄物の場合はどこに何を埋めたかっていうのが，もしある程度分かっているのであれば，そういうものを見ながら調査地点を選定していく方がいいですね。

○須藤委員長

さっきも岡田先生からの質問ですけど，答えてないよね？それはわかるんですかっていう，何をどこに埋めたかそれはわかるんですね？

○渡部次長

はい。それは1工区から10工区までそれぞれ埋立てが終わったのはわかっている。

○須藤委員長

それは出していただいた方がいいですね。

それではですね，今の問題は，今のこの段階で19ページの結論を覆すほどのものの存在は何もないので，非常に不十分なデータであったり，或いは再度調査をしてほしいとか，ちゃんと住民のことを考えてほしいとか，いろいろあったんだけど

今の段階では，これをですね，諮問を受けていますので，答申としてよいでしょうか。

今後の課題は次の議題でやらせていただきたいと思います。

それでは特にご意見はないので，これは答申しておかないと，この委員会としての責務は果たせませんので，一応今日報告した内容については諮問を受けて答申をしたってことにさせていただきます。

それでは続いてですね，先ほどのモニタリングの総合評価をやって今後どうすべきかということをやするわけですが，その原案をだしていただいて，先ほどから随分話が出ているんですけど，もう一度そこで整理していただいて，それでもう一回議論いたしますし，次回は，多分現場でいろいろ先生方のご意見をいただきながら進めていきたいと思います。

それでは，ロの議題について提案内容をご説明ください。

○三沢技術補佐

それでは引き続きまして，議題1の諮問事項ロについて説明させていただきます。

諮問事項はモニタリング結果の総合評価(案)についてでございますが，まず初めに，今年度のスケジュールにつきましては，前回の評価委員会で6月および10月ごろに開催させていただきたい旨の説明をさせていただいております。

評価委員会の開催スケジュールについて，平成28年度は，産廃特措法における特定支障除

去等実施計画に位置付けられております，第2段階対策工事，浸出水拡散防止対策実施について，判断する最終年度となっております。

第2段階対策工事の要否を判断するためには，特措法に認められた事業実施の判断基準がありますので，実際のモニタリング結果，処分場の状況が，その判断基準を満たすかどうかの評価が必要となりまして，評価委員会のほうから，このモニタリング結果に対するご意見をいただきたいということでございます。

この議題につきましては，本日諮問いたしました，今回及び次回の評価委員会でご審議いただき，答申をいただきたいと考えております。

まず今回6月の評価委員会におきましては，これまでの浸透水及び地下水に係る水質モニタリング結果をもとに，現状から判断してどうかというご意見をいただきまして，10月ごろに次回の評価委員会を開催予定しておりますが，その段階で最終的な評価のご意見ご指導をいただければと考えております。

県といたしましては，その答申を受けて，国などと調整した上で検討しての最終判断を行うものがございます。

それではまず産廃特措法で認められた，本件の事業計画の中で，第2段階対策工事，浸出水拡散防止対策についてどのように定められているかについてご説明させていただきます。

お手元の資料5ということで，平成25年3月に作成された，村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場に係る特定支障除去対策事業実施計画書（変更）の中で，第2段階対策工事にかかるものを抜粋したものをご用意させていただいておりますのでご覧下さい。

1枚めくっていただきまして，50ページをご覧下さい。

6. 実施計画変更にあたっての支障除去対策の基本的な考え方の(1)支障除去対策の基本方針の記載がございます。

支障除去対策については，これまでの総合対策検討委員会の報告や処分場の現状を調査の結果，及び専門家の意見等に基づき，処分場に埋め立てられている廃棄物は有害産業廃棄物の判定基準を超える有害物質等を含む性状にはないことから，廃棄物を撤去する必要性はないと判断をし，有害ガス及び悪臭並びに浸出水拡散による生活環境保全上の支障等を除去するために，現況の環境を保持しながら雨水浸透防止によるガス発生抑止策，及び必要に応じた汚染された浸出水の拡散防止対策を実施するものとする，としてございます。

これは平成19年に作成した当初の事業計画の内容をそのまま踏襲したものでございまして，この基本方針に基づきまして，これまで雨水浸透防止によるガス発生の抑止策を行ってきており，また第2段階対策とする汚染された浸出水の拡散防止対策について，本年度判断することとなります。

次に51ページをお開き願います。

(3)生活環境保全上達成すべき目標，の記載がございます。このことについても，当初の事

業計画の内容のままのものです。前段の部分は硫化水素に係るガス拡散防止対策ですが、また以降のところは、第2段階対策の部分となります。

ここをもう一度確認させていただきますと、また現在も保有水が拡散している傾向が見られることから、保有水が場外に進出する段階においては、地下水等検査項目基準や地下水環境基準を満足するとともに、保有水中に含まれる有害物質を周辺に拡散させないように、適切な対策を講じ、近隣耕作地の農作物への被害の防止を図る、としてございまして、地下水環境基準等を満足することと、近隣の耕作地の農作物への被害防止が目的とされております。

次に52ページをご覧ください。

(5)支障除去対策の実施方法の記載がございます。

浸出水拡散防止対策については、これまでのモニタリング結果から、浸出水拡散防止対策を直ちに実施するような状況にはないが、モニタリングを継続する中で、場内保有水の汚染濃度が上昇し、かつ、場外周辺地下水で地下水環境基準を上回る物質が、継続的に確認されるおそれが高いと判断される状況になった場合に、遮水壁及び透過性反応浄化壁を設置し、浸出水の拡散を防止する、とありますので、第2段階対策を実施するための条件として1つ目が、場内の保有水の濃度が上昇、2つ目が、場外周辺地下水で、地下水環境基準を上回る物質が継続的に確認されるおそれが高いと判断される場合、となっております。この二つが満たされた場合に、対策を実施するとなっております。

次にもう1枚めくっていただきまして、60ページをご覧ください。

この60ページには、判断する時期等についての記載がございます。

(1)で雨水浸透防止対策の追加対策工事後の平成27年度及び28年度の2か年の効果を判定するためのモニタリングを経て、(2)に記載されておりますとおり、継続的にモニタリングを行い、浸出水拡散防止対策の工事時期を見極めることとし、モニタリングの結果から、場内保有水の汚染濃度が上昇し、かつ、場外地下水において汚染物質の検出濃度が継続的に上昇する兆候が現れ、地下水環境基準を超えるおそれが顕著となった場合に、浸出水拡散防止対策を実施するものとし、この場合は遮水壁に隣接する雨水排水工及び盛土工事をあわせて実施する。なお、この判断は(1)の後に行うこととし、工事を行う場合は3年間で終了するものとし、あわせて工事期間中のモニタリング及び工事後の効果確認モニタリング2か年を実施する。と、ありますので、雨水浸透防止対策の追加対策工事後の平成27年度以降の2年間のモニタリングの結果を踏まえて、第2段階対策工事の要否を判断することになりますが、計画では第2段階対策工事の事業実施時期が遅くとも平成29年度からとなっておりますことから、今年度最終的に判断が必要となるものでございます。

なお、今年度、処分場周辺地域の重金属等の調査を行う予定でありますので、最終的にはその結果も踏まえてご意見をいただければと考えております。

今年度行う判断につきましては、あくまで産廃特措法の事業を平成 29 年度以降も継続して実施していくかどうかを判断するものです。

県といたしましては、産廃特措法の事業の継続にかかわらず、竹の内産廃処分場が、廃止基準を満たすまでは平成 29 年度以降も必要なモニタリングや維持管理など、必要な対策は継続していくことに変わりはありません。

以上のことを踏まえまして、モニタリング結果の総合評価（案）（浸透水及び地下水の水質調査結果）について、ご説明いたします。

それでは今度は資料 4 の方をご覧ください。

資料 4 は、モニタリング結果の総合評価（案）（浸透水及び地下水の水質調査結果）となっております。

モニタリング結果の総合評価のとりまとめは、先ほどお話ししましたとおり、次の評価委員会に案をお示してご審議いただくこととし、今回は第 2 段階対策工事の実施判断に関連する浸透水と周辺地下水の水質調査結果に関しての評価案をお示ししてご審議いただきたいと考えました。

お手元の資料は、これまでのモニタリング結果から地下水等検査項目基準、或いは地下水環境基準等を超過したものについて、浸透水それから周辺地下水に分けて、物質ごとに結果の推移と最高値を掲載したものでございます。

資料の 2 枚目以降は、先ほど見ていただきました、評価書に掲載しているものと同じグラフを掲載しておりますのでご確認をお願いいたします。

それではまず浸透水からご説明いたします。

1 番目は鉛です。

グラフは 2 枚目の裏側の 2 ページの上段、図-4 に掲載されております。

No.3, No.5, H16-3, H16-5, H16-6, H16-13, H17-15, H26-3a, この 8 地点で地下水等検査項目基準の超過がございます。

一方で近年の状況を見ますと、上昇傾向はみられていないものと考えております。

次は砒素になります。グラフは 3 ページ上段の図-7 にございます。

H16-5, H16-6, H16-13 の 3 地点で、地下水等検査項目基準の超過はございますが、上昇傾向はみられておりません。

次はベンゼンです。グラフは 9 ページの上段の図-25 にございます。

ベンゼンにつきましては、No.5, H16-3, H16-11, H16-13, この 4 地点で地下水等検査項目基準の超過がありますが、上昇傾向はみられておりません。

次は1,4 ジオキサンで、グラフは 10 ページの上段の図-28 にございます。

これを見てもみますと、No.5, H16-3, H16-5, H16-13, H17-15, この5地点で地下水等検査項目基準の超過がありますが、同様に上昇傾向はみられておりません。

次に塩化ビニルモノマーですが、グラフは 10 ページの下段の図-30 にございます。

No.5 で地下水等検査項目基準の超過がありますが、上昇傾向はみられておりません。

次に BOD ですが、グラフは 11 ページの上段の図-31 にございます。

No.3, No.5, H16-3, H16-5, H16-6, H16-10, H16-11, H16-13, H17-15, H26-3a, この10地点で地下水等検査項目基準の超過はございますが、上昇傾向はみられません。

次はほう素、ふっ素となっております。

グラフはほう素が 11 ページの下段の図-33 に、それから、ふっ素は次のページ 12 ページの中段、図-35 にございます。

No.3, No.5, H16-3, H16-5, H16-6, H16-10, H16-11, H16-13, H17-15 の9地点で地下水環境基準を超える値が検出されておりますが、上昇傾向はみられません。

次はダイオキシン類で、グラフは 13 ページの中段の図-38 にございます。

No.5, H16-3, H16-5, H16-13, H26-3a, この5地点で環境基準を超える値が検出されておりますが、上昇傾向はみられません。

次は1, 2-ジクロロエチレンで、グラフは、申し訳ございませんが、戻っていただいて、グラフは 6 ページの中段の図-17, それから下段の図-18 にございます。

これは H21 年度までは、シス体のみが基準設定の基準項目となっておりますが、平成 22 年度以降は、シス体の他にトランス体も含めたもので基準設定になっている、ということで移行して測定しているものでございます。

このグラフを 2 つ見ていただきましても、No.5 で地下水環境基準の超過がありますが、上昇傾向はみられません。

以上が浸透水の状況となっております。

今までは浸透水の状況を見ていただきましたが、次に地下水のほうを見ていただきたいと思っております。

地下水でこれまでに基準超過等のあった項目は、鉛、それから砒素、ダイオキシン類の 3 項目となっております。

先ず鉛でございます。

グラフは 2 ページの中段の図-5 でございます。

Loc.1a, Loc.1b, Loc.3, H17-19, H26-1a, H26-2 の 6 地点で地下水環境基準の超過がありますが、土粒子の影響や、位置的に処分場の上流に位置していることから、自然由来であるものと考えられます。

次は砒素で、グラフは 3 ページの中段の図-10 でございます。

H17-19 で地下水環境基準の超過がありますが、処分場の上流に位置することから自然由来であると考えられます。

最後はダイオキシン類でグラフは 13 ページの中段の図-38 でございます。

ここのグラフをみていただきますと、H26-1a, H26-2 の 2 地点で、環境基準の超過はございますが、これらにつきましては、昔使用された農薬に由来するものと考えております。

ということで、お手元の資料 4 の裏面を見ていただきたいと思います。

これらのことから、浸透水及び周辺地下水に関するモニタリング結果の評価案でございますが、まとめということで記載させていただきましたが、これまでのモニタリング結果から浸透水では鉛、砒素、ベンゼン、1, 4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー、BOD、ほう素、ふっ素、ダイオキシン類、1, 2-ジクロロエチレンで地下水等検査項目基準等の超過がある。これらの項目は、増減を繰り返しているが、おおむね横ばい傾向で推移しており、上昇傾向はみられない。

地下水では一部の観測井で、鉛、砒素が、地下水環境基準を超過することがあるが、処分場に由来するものではなく、自然由来の土粒子の混入が原因と考えられる。ダイオキシン類では 2 地点で環境基準の超過はあるものの、処分場に由来するものではなく、過去に使用された農薬由来であるものと考えられる。それ以外の物質は地下水環境基準を満足している。

以上のことより、現時点では、いずれの物質においても浸透水、場内保有水に含まれる有害物質の上昇はみられておらず、また、場外周辺地下水で地下水環境基準を上回る物質が継続して確認される状況にはなく、そのおそれもない状況であることから浸出水拡散防止対策を実施する状況にはないものと考えられる、としております。

県としましては、これまでの現状は、半年間でのモニタリング調査でも記載されており、H25 年度の実施計画の変更時と、様相の変化はなく、浸出水拡散防止対策を実施するような状況にはないと考えておりますが、委員の皆様からご意見を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

○須藤委員長

どうもご説明ありがとうございました。

ただいまのような、まとめをいただきましたが、今日これが結論ではございません。

もう一回委員会を開きまして、その間に先ほど問題になっていることについて、検討等、或いは調査もやってくださるということになっていきますので、それも踏まえたくらうで、再度この問題は次回に議論したいと思っておりますので、今日は先生方が何をお考えになっているのか、こんなものでいいのかどうか、やはり実際には再度対策が必要だとかね、いろんなご意見お持ちでございましょうから、是非それをお聞かせいただきたいと思いますということで、今日のご意見は結論ではないということでまずお断りしておきます。では、今日は井上先生、前の席でご発言いただけなかったもので、どうぞ。

○井上委員

これをどう使うかというところが、よくわからないというか、折角まとめるのであればもう少し体系だったまとめ方をした方がいいのではないかなと。ただこの地点でこの成分が出たというだけのまとめ方になっていて、例えば、ここの全体の地下水の流れの方向に照らしあわせて、どういうことが考えられるかとか、そういったような観点でやっぱりまず書いて、それで各井戸がどこに位置して、どういう結果が出てきたというような、もうちょっとそういうまとめや解析をした上で、最後、支障対策除去をどうするかというのに使うのが、最後こういったまとめに使えばいいのかもかもしれませんが、もうちょっとここまでいろいろやってきたことを、検討してきたことを踏まえたまとめ方にするべきでないのかなと聞いてて思いました。

ただこれだと、ここにデータがあるので、ただそれだけの判定であるような気がします。

あとですね、たとえばこの成分のまとめ方も、ただ順番に分析した順なのかわからないのですが、もうちょっと、例えば同じような傾向を示すもの、重金属なら重金属、たとえば塩ビモノマーとジクロロエチレンとか、関連するものはやっぱり関連付けながらまとめていかないといけないんでないかなという風に思いました。

あとそれから、議論はしていたと思うのですが、特に地下水のところ、自然由来であるという結論付けで、上流側の方はそれでいいと思うのですが、下流側の方で自然由来かどうかというのを簡単に、ちょっとその議論のところをはっきり記憶していないところもあるのですが、ここは若干危うさがあるのではないかなと、鉛、砒素、上流の井戸と下流の井戸、両方が出て、両方とも自然由来と書いてますけれど、ちょっとそこは、もっと吟味が必要なのではないかなというふうに思います。

○須藤委員長

ありがとうございました。

それでは、これで全員の先生のご意見いただくことができましたので、ご意見のある方は

どうぞ、順番をお願いします。

先ほどから同様の議論をしておりますが、今の井上先生の、もう少し体系立って、順序立てて、ということで、最終的な結論はそう変わらないかもしれないけど、ただ個別の水質について、こうだったああだった、というのでは論理にはならないだろう、ということだと思います。是非、そういうことで、よろしければ井上先生の意見でよろしければそうしますが、他の先生方どうぞ。

○藤巻委員

先ほどあの、委員の大勢の先生から温度が 20℃云々の話なんですけど、その 20℃がどうも絶対的な話ではなくて、こんなもんだという話になりつつある感じなんですけども、それでしたら、少なくともその処分場内の温度はですね、徐々に徐々に下がっていきつつあると、そのとき、書くかどうかは別なんですけど、あとうん年たったらそういったことになるよというようなことを書いていいのかいけないのか僕はわかりません。

それからダイオキシンの件をはっきり書きたくないのかなと、思うのですが、一部農薬由来はいいとして、焼却灰由来っていうのを、これは隠さないほうがいいと思うのです。

その2点をどこかにお書きになられてはどうでしょうかと思います。

○須藤委員長

はい、ありがとうございます。

今日は、どっちに入れる、どっちに入れないということはしませんので、今ちゃんと議事録とっておいてくださいね。それをまとめて、次の時に全部まとめてやりますので。

田村先生、いかがでしょうか？

○田村委員

この会議、関係する別の名称の委員会が始まったころから関係しているのですが、私どもみたいな、野外でいろいろ観測したいけどできない者から見ると、非常にたくさんのデータがあるわけですし、これは我々でしたら、いろんなことが想像できるわけです。いろんな現象が起きているわけです。

で、それをももちろん逐一確かめることはできないとは思いますが、やはりどんなプロセスが進んでいて、そして、だからこういうことが、今こういう数値が示している、ということが解釈ができる、というような何か道筋ですね、最後にこれは確定はできないという解釈はつけなきゃいけないと思うのですが、その延長でこう判断ができる、というほうがやはり説得力があると思うんですね。

なんだか知らないけど、指数関数的に減ってるから、そのうち収まるかもしれない、これはまあ自然現象はだいたいそうなんですけど、間違いではないんですけど、なぜそうなっているのか。まだ全く収まっていることではないってことは確かで、20℃っていう温度差

はやはりまだ何かやってるんですよ。

いろんなものが上がったり下がったりしている、もちろんその測定方法によるばらつきっていうのもありますから、そういうことも考慮したうえで、ここ何十年になりますかね、こういう検証が進んできて、今こうなっている、だからここではこういうことが言える、今後こういうことに気をつけながら見ていく、そういう議論があっている。つまり、プロセスに何も触れずに、基準値を下回っているから安全だってことは、私の大学の学生でしたらそれは認められませんよね。もちろん、そういうことではなくて、行政上施策をする必要があるかどうかの判断ですから、100%認められるということではありませんけれども、何か、やはり現象への見通し、という、これはいろんな分野の先生がいらっしやるのですから、そういう知恵も借りて、その辺のことは言えるんじゃないかというようなことを書き残しておいたほうが、次にこんなことが起きちゃ困りますけれども、何か起きたときには大変いい参考になると、いうふうに考えます。

○須藤委員長

ありがとうございました。

風間先生いかがですか？

○風間委員

ご説明の中に、第2次対策云々の遮水壁とか浄化壁をやるかどうかというのがありますが、その点については、汚染物質は場外に出ていないですし、今日の話に出てくるダイオキシンと重金属の話がクリアできれば、汚染は場内に封じ込められているとしていいと思います。ただし、では今後何もしないでいいかという、たぶんそんなことはなくて、処分場内の廃棄物を全部撤去して処理しない場合でも廃止基準達成が加速するような、なんらかの措置をとるようなことも考えていただくべきだと思います。つまり、モニタリングをこれだけやったわけですから、これ以上しなくてよいモニタリングはやらなくてよろしくて、その分のお金を少しでも、処分場の廃止基準達成が加速して早く終わるような対策を講じられないかどうか検討していただきたいと思います。

それと、地中温度のモニタリングでだいたいどんなことが起こっているか、見通しがはじめて資料3で出てきました。この結果から、行政として10年先までほっとくという判断になるのか20年先までほっとくのか、その期間を半分にするような対策をする方法を講じた方がよいのかを、もちろん考えなければいけないことで、どっちがいいかはわかりませんが、基本的な考え方として、答申に示したほうがいいのではないかと思います。

○須藤委員長

ありがとうございました。

稲森先生、どうですか、よろしいですか？

○稲森委員

私は、福島県の方で環境影響評価審査会の会長をしておりますが、そこで埋立地の問題等、いろいろ今の議論をしているんです。私が指摘しとりまとめをしています、こういったような宮城県の事例を元に、埋立地の浸出水をちゃんと高度処理して安全な水にするっていうところが環境アセスの重点になっているんですね。だけれども、残念ながらこの村田町の現場はそういったような処理施設は全く無くしてですね、自然の流れの中で、だんだん自然浄化の中で待ちましょう、それしかない。

今だったらちゃんとした高度処理施設入れない限り、埋立処分場は作ることはできませんので、そういった背景もあったというか歴史的な面も、どっかに見えるようにしとかなないとですね。ここは特殊な事例なんですよ。そういったようなところもどこかになんか見えるようにしてほしいなど。

それと、もう1点ですね、環境モニタリングの評価の総括、先ほども何回も出てますけれども、13℃以上高い地点がありますよとか、砒素とかBODが基準を超えてますよとか、地下水が環境基準を超えてまだ安定しておりませんよと書いてる中で、このまとめのところで、実施する必要はないですよ、っていう点、ここちょっと飛躍している気がせんでもないですから。当然しなくていいというにしても、この書きぶりをですね、うまく論理的にされたほうがいいのかなど。というのは浸出水の汚染防止対策のこの辺も、支障除去対策の基本方針を踏まえて、汚染された浸出水拡散防止対策を必要に応じて実施するんですよ、と書いてある中でですね、必要はないですよという、その流れを論理的に、うまく皆さんが納得できる表現をされたほうがいいんじゃないかと思います。

○須藤委員長

大宮委員、地元の委員で、いま飛ばしちゃったけど
気に入らないですとか、是非対策をやってほしいとか、ないですか？
よろしいでしょうか？いいんですか？（はいとの声）
細見先生はいかがでしょう。

○細見委員

私はもう、結構です。

○藤巻委員

稲森先生の仰ったことで、何かこの処分場が、トラブルが起きた原因、なぜこのようになってしまったかというスタンスを説明したほうがよいということだったんでしょうか。

○稲森委員

特殊な処分場であるということをギラギラしたことを書くんじゃなくてですね、現状だったら環境アセスをやって処分場を作って、ちゃんと高度処理しなきゃ作れないことになっていますから、これはそういった中でできたものではないですよ、ということで今こう進んでるんですよ、というのを書いておいたほうがよろしいのではないかと思います。

○藤巻委員

ちょっと私は、要するに本来安定型処分場で始まって、どさくさに紛れて、こういったことになって

それで、村田町の人たちは苦勞している。で、佐藤さんのように、県庁の行政的な対応について、もうちょっとまともな対応をしてくれと言っているという方がおられるので、そのいきさつのようなことをあまり詳しく説明されていないのが、私はどうしたらいいのか迷うところだったので。先ほどの先生の説明にちょっとひっかかったところがあったもんですから。わかりました。

○稲森委員

簡単に記載すれば良いですね、表現をギラギラして書かなくていいんですが。

○須藤委員長

要するに処分場の経緯をちょっと書いてほしいんですよ。いまさらこれやってもしょうがないね。では岡田先生、どうですか？

○岡田委員

議題をきちんと整理して、浸出水が外に漏れ出していないとか、これで地下水に影響はないよ、というのを、もうちょっと今までのデータで要領よくまとめて示す。

それで、今あの中で汚染物がどうなっているのか、だんだん減っていくのか、これから平衡状態なのか、そうすれば先ほども各先生方が言われましたように、じゃあこれどうしたらいいのか、そこにストックしてしまっただけで、外に漏れ出さないようにする、何か先が見えるようなですね、ことも書いていただくことが必要ではないかなと思っております。じゃあどうすればいいかって言うと、そこで浄化する必要性も出てくる訳でしょうから、それからもう一つは地下水位の問題がでてきておりますから、それなんかも考察して、外に漏れ出していない、流れ出てない、そのところもうちょっと突っ込んで検討してもらいたい。

○須藤委員長

ありがとうございました。

最後になりますけど、井上委員。

○井上委員

佐藤委員からいっぱいご意見あると思うんでその前に。ちょっとすみません。前半の方講義でちょっと出られなかったんですけども、地中温度のところなんですけど、資料 3 で出されていて、その議論を全くしていなかったんですけど、ただ指数関数で減衰しているっていう、それで予測を立てられた結果とお見受けしたんですけども、もうちょっとちゃんと計算はできるという風に思ってます。

ちょっと似たようなことを研究でもやっていたことがあったので、結局熱がこもってなかなか抜けられないような状況の中で、まだ発熱も若干起きながら、でも冷却の方が今は勝っているっていう状況で、その辺はそれほど難しくないシミュレーションなんですけども、評価できるんじゃないかなと思ってるので、場合によってはその辺をお手伝いしてもいいかなと思っております。

それから、なかなか提案するにはちょっと大変なことだと思うのですが、やっぱりあの処分場全体の水の流れというか、できればそういうのを 3 次元的に出して、それでどう動いているのかということまで踏み込めれば、先ほど来先生方言われているような、かなり説得力のある説明を作れると思うのですが、それについてはそのデータで、ボーリングのサンプリングにしても、1 本平均で入れたり、なかなか難しいところがあると思うんですけども、理想を言えば、そういうことをやればという風に思っています。

直感的なことで大変恐縮なんですけど、間違っているかもしれないんですけど、なんとなく私の感覚では、周辺の地下水が、廃棄物のところにはあまり流れ込んでいないのではないかと、だから今のような状況で下流の方に影響が及んでいないのではないかと、なんとなくそういう気はしているんですけど、それをできればシミュレーションで出したいなと思うんですけど、やっぱりそこまではどうすればいいか、道筋はまだ立てられてないので、それはもし可能だったらということなんですけども。少なくとも地中温度に関してはもっと、もっともらしいというか、真実に近いシミュレーションはできるのではないかと思います。

○須藤委員長

ありがとうございます。

最後に佐藤委員どうぞ。

○佐藤委員

時間も押してきたようですが、今ですね、ずっと聞いてまして、上流下流という風なことが非常に簡単に言われております、ほんのこの前までは上流も下流もないよ、出てないんだから上流も下流もあるはずがないと言われてまして、私たちもそう思っています。だからあそこは水が動いてないんだよな、だから外に出てないんだよなっていう風に聞いたんですけども、今はもうこの席ででも、上流下流、上流域はこうだ下流域はこうだと、先

生方正解なんですよ。

井上先生も言われましたけど、上流の水質はこうで下流もこうなんだという、言い方も実際にはしていただければならない。

それから地下水の頭の等高線もとってみて、こういう動きだよと。前に1回出たことがあったんですけども、地下水の等高線、流れているんだろーというの、水が動いていないというのと相矛盾するなと言ってたんですけど

一つ一つ H16-5 はこうだというような言い方をしていますけれど、本当はグーグルアースを見るような感じで、本当は見れるような状況になってるんじゃないか、直感的に、このところはこうなんだよというような、地下水の等高線を取るとか、盛土の等高線で線引っ張って見るとかも、本当は必要なんではないかと。

ここにあらわれた、例えば、浸出水をそのまま放流するというのは、その当時の担当の、言うともたあれなんですけど、担当の幹部がですね、当時の廃対の幹部が裁量権で決めてしまった。全然科学的な根拠も何もなしに、これは放流してもいい基準の水なんだよ、そのまんま投げちまえというそんな乱暴なこと言って、住民とかなりバトルをしたということなんですけれども。

そういう人が偉くなっていくんですね。非常に不思議な仕掛けだなと思いますけど。

それはまあいいとして、本当はまあ直感的に見ていくということと、その中で見つかったところをもう少し追っていくとか精査していく、そういったことをしていくのが本当なんじゃないかな、っていう風に思っているところですね。その中で問題があるのはなんだろうっていうとらえ方をしていかなければなりません。

お役人の裁量権に任せたら、折角の地元でするはずだった評価委員会がここになってしまうみたいなことになりますので、裁量権を振り回されないように、われわれきちっと見ていかなければならぬだろうと、改めて決心をしたところでございます。

○須藤委員長

ありがとうございました。

今の議題の2については、結果としては来年までに、新たな支障除去をやるかどうかというの法的に決めなくてははいけませんので、それをやらないでいいということになると、宮城県自身がモニタリング、それからそれでもしも何か途中で支障が出たら、宮城県自身でやっていくということになりますので、そのことは覚悟の上で仰っていると思いますので、そのことはこの資料4を採択したらそれでおしまいということではないんですよ。いいんですよ、そういう理解でね。ですから、もう一回議論しますが、今のようなことで、環境省への第二期工事を申請するかしないか、ということでの狭い意味での問題は次回でなんとか収めたいと思います。

そうしないと国も困るしこちらも困るでしょうからそうしますが、その問題というのは継続性のある問題で、その報告書というのは非常に大事なもので、先生方の今仰っていただく

全てを盛り込むかどうかは別ですが、できるかどうかは別ですが、このままですとただ個別に数値を並べただけ、それから外挿しただけということになりますので、もう少し論理を作って、稲森先生が言うようにスタートの話から最後の結論にいたるまで文章化して並べることが必要だと思うし、その中でシミュレーションが必要であるというのならば、井上先生がお手伝いしてくださるということで、20℃以下が良いかはわかりませんが、温度の問題も含めて、再度、時間のある限り検討していただくと、このように行きたいと思います。それで、その他として何か残っているのですか？議題はあるのですか？その他のところに書いてあるんですけど。

その他を先にやってください。そうしないと、傍聴者のご発言があるかもしれないので。

○三沢技術補佐

その他としまして、私の方から2点ほど、ご連絡させていただきたいと思っております。まず1点目ですが、本評価委員会の委員の皆様様の任期が、平成28年7月26日までとなっておりますが、竹の内産廃処分場の評価に関しましては、部長からの挨拶もありましたとおり、また委員長からのお話もありましたように、皆様方のご意見が大変重要になってまいります。

ということで、今回は途中で委員改選の時期はありますけれども、現委員の方々にはそのまま委員を継続してお願いしたいと思っております。

また、村田町からのご推薦の委員の方々につきましては、村田町からの推薦に基づいて委嘱をしたいと考えておりますので、村田町からの推薦の方、よろしくお願ひしたいと思っております。

委員の委嘱の事務手続に関しましては、皆様方と私どもの方で直接行わせていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

それから2点目です。

次回の評価委員会につきましては、現地開催の方向で委員長とご相談をして予定しております。

現地開催となりますと、審議と併せて実際に処分場を見ていただきたいと思いますことから、その視察の時間や移動の時間等、県庁で開催する場合と比べまして、時間を多めにいただくことになるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

事務局の方からは以上です。

○須藤委員長

以上2点、特に2番目は、私もお詫びしなくちゃいけないんですけど、佐藤委員から、ここで次回は、今日の委員会ですが、現地でやりましょうと約束しましたが、じゃあ、いつしましょうかということで事務局と相談をして、新年度に入って最初の委員会をですね、手続にはいろいろありまして、この委員会、今日の第1回目の委員会っていうのは、県庁

内の方が妥当だろうということ、私も判断をしましたので、事務的に一方的に押し切られたわけではございません。一応相談はした上で、これが妥当であろうということをお願いして、現地ではゆっくりと言ってはいけません、2回目のときの議論をちょうど、支障除去の判断をしなければいけませんので、そういうことで、順番からするとそれが妥当であろうということ判断をさせていただきました。

ということで、言い訳をさせていただきます。

それでは、2回目の委員会はともかくとして、これから決めますが、委員の方については、先生方も曲げてお引き受けくださいというお願いを私からもいたしておきたいと思っております。それではこれで、だいたい今日議論しなければいけない委員会でのお話はこの程度なんです、よろしゅうございましょうか？

○佐藤委員

名前が出てしまったので、先ほど言い忘れたことがあったと思うんです。全体としてですね、ドライランドフィルが世界中の指標なんですね。

その方向に、本当は竹の内も持っていけないかなって、ずっと前から考えています。かなり厳しいと思うのですが、ドライの方向に方向を切るといいますね、何とかしていただけるよう考えていただければなと思ったので。

○須藤委員長

はいわかりました。それではそれは先ほどの議論の中に含めます。

それでは評価委員会の方の議論はこの程度にさせていただいて、終了いたしましたとして、諮問答申はそのとおりといたします。

それからあと、毎回お願いしていましたが、今回もそうですが、傍聴人からのご発言の希望があります。鈴木健一さん、どうぞ。

○傍聴人（鈴木さん）

鈴木でございます。今日は私一人ですか。それでは10分くらいお話ししたいと思います。

今、渡された資料のですね、資料4のまとめ、これまでいろいろ経験がございました。

つまり、自然由来の話と農薬由来の話ですね、これはまあ今に始まったことではなくて、昔からの話なんですけど、しかし現場としてみればね、あそこの処分地には、有ったといつか土砂、泥炭の類はそうとう遠くの方にですね、実は掘り出して出したんですよ。ですから、現地由来の泥炭は、処分場の中にはないと、平たく言ってそう思っているわけですよ。ですからそこにいろいろ、砒素や鉛とかあるわけですから、それはやっぱりね産廃物以外の何物でもないわけですよ、原因はね。それを例えば自然由来だと、科学的に言われたら、これから結論付けられるとか、あるいは、そういう風な結論に仮にいったとしてもですね、現地の人たちはこれは納得いかないですね。農薬由来と。そうしたらね、農家の

人たちがみんな有害物質を出しているっていうことになるわけです。そんな馬鹿な話じゃないんですよ。

ダイオキシンはね、基準値以上のダイオキシンを出してる、なんてその話をね、たとえば、現地で次回やるっていったけれど、この委員会を現地でやったらたいへんなこれは騒ぎになると思いますよ。ふざけるなって。感情的な問題なんです。

例えば東京の知事はですね、舛添さんなんですけど、いや、とにかく違法性はないということで頑張っていますけれど、都民から見れば、あるいは、住民から見れば、公私混同の資質はですね、これは納得できるもんじゃない、許されない。そんなのは当然でしょう。

それとこの産廃の問題の、自然由来だ、農薬由来だといわれたらね、地元住民としてみればね、感情的にこれは納得できるようなことではないと、それは当然のことですよ。それは科学以前に姿勢の問題であるわけです。何のためにここまでやってきたんですかというふうなことになるわけです。

それはそれとして、まあ、前回もお話ししましたがけれども、仙台地方裁判所において、平成13年に持ち込み停止の仮処分の決定がなされた。平成13年の7月、ですからちょうど来月でちょうど15年になるわけです。この間、ここにいる佐藤正隆さん、今日は岡さんは体調が良くないってことで今日だけは欠席しましたが、毎回とにかくこの評価委員会にもきていたし、何度も処分場に足を運んで、それこそ業者さんにどやされたり、脅かされたり、とにかく怒鳴られたりしてね、あるいはカメラの写真を抜き取られたり、いろんな思いをしながらね、苦しい状況の中にあっても、粘り強くがんばってきたわけです。この中には、当時からいる人もね、異動されちゃった人もいるのかもしれないけど、再度このまた処分場対策に戻ってこられた職員の方もいらっしゃるし、全く新しい方もいるのでね、そんなことを申し上げたんですけれど。私の友達なんか、実はものすごい硫化水素臭の酷い時に、業者は消臭剤をまいちやうわけですね。

消臭剤をばあっと全身にかけられて、私の家にかけてこられたんです。とにかく風呂に入れて、衣類も洗って、帰ってもらったことがありましたけどね、

大変な苦労を実はこの15年間やってきたと、15年どころじゃないです、もっと長いんですけどね。というようなことで、この評価委員会、言いたくないことも言いながら、でも出ざるを得ない。この産廃問題がなければ、この十数年はもっと気持ちのいい生活ができたんじゃないかと。それがこういうことで、なんぼね、気持ちの負担になってきたか考えていただきたいと思います。

それから、地権者も25人います。地権者25人の中で、死んだ人が実は17人おられます。それで17人のうちには後継者になっている息子さんもいれば、ならないで一人に死につばなしの人もいますけどね、まあそういう状態、それから施設に通っている人、先週あたりは実は交通事故でね、ひかれた人がいます。死んではないんですけどね、交通事故とは関係ありませんけど、ただ年をとってそういう状態になってるということで、そういう報告をしておきますけれど、そういうこともある。

私の友人でもありますけれども、これはこの人も地権者の一人で、親父さんが地権者、両親とも亡くなったので、本人は今岩手県に住んでいるんですが。その人にこの土地の名前がその人のところに行っているんですが、俺は放したいんだと、竹の内をね、放したいんだけど、どういう風な方法が鈴木さんあるんですかと。「いやないですね」と私が言ったんです。これは、県がね、代執行でもってこの処分場を管理をしている、こういう状況なので、地権者とすればどうしようもないんだと。

ただ言っていることは、無償譲渡で、あれ戻されてもしょうがないですからね、無償譲渡でもって県に有効に活用してもらおうという方向で検討してもらおうよということ、要請しているんです、という説明をいたしました。

いずれにしてもね、とにかく相当長い年数が経っております。是非、今日も議論ありましたけれど、確かにいろんな議論、それはよろしいのですけれどもね、今のまとめのような、ああいう表現についてはこれは直ちに撤回していただきたい。これを現場にもって出したら、農薬だとか自然由来だなんて、今になってそういうのは、やっぱり現地住民としては許せない、という行為であると話しておきます。

○須藤委員長

どうもご説明ありがとうございました。それでは以上をもって、本日の予定した議題すべてを終了いたしましたので、これをもって閉会とさせていただきます。

先生方どうもお力添えありがとうございました。

以上